

四万十町一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和 8年 2月

四万十町

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画期間及び目標年度	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 国・県の動向及び本町の取り組み	
1. 国の動向	3
2. 県の動向	4
3. 本町における取り組み	4

第2章 地域の概要

第1節 自然環境の特性	
1. 地理的、地形的特性	6
2. 気候的特性	7
第2節 社会環境の特性	
1. 人口動態	8
2. 産業構造	10
第3節 将来計画	11

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみの排出量の実績及びその性状	
1. ごみ処理の流れ	12
2. ごみ排出量等の実績	14
第2節 ごみ減量化・資源化の実績	
1. ごみ減量化の実績	18
2. 生ごみ処理機等の購入補助実績	18
第3節 ごみ処理の実績	
1. ごみ焼却施設	19
2. 資源化施設	20
3. 最終処分場	22
第4節 ごみ処理の体制	
1. 収集・運搬	23
2. 処理・処分の形態	23

3. 現有施設の概要	24
4. ごみ処理経費の状況	25
第5節 ごみ処理の施策の現状	
1. 有料化制度の充実	26
2. 容器包装廃棄物の排出抑制	26
3. 教育・啓発活動	26
4. 生ごみ処理機等購入補助	26
第6節 一般廃棄物処理システムの評価	
1. 評価について	27
2. 類似都市の選定	27
3. 支援ツールによる分析結果	28
4. 分析結果の評価	29
第7節 課題整理	
1. 本町における課題	30

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本的事項	
1. 基本理念	32
2. 基本方針	34
第2節 将来人口の推計	35
第3節 ごみ排出量の予測	
1. 予測手法	36
2. 予測式の概要	37
3. ごみ排出量の推計値 ※1人1日当たりの排出量（現状の傾向で推移）	38
4. ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）	39
第4節 減量化及び資源化目標	
1. 目標設定にあたって	40
2. 目標達成に向けた排出抑制及び資源化の設定	42
3. 目標値の設定	44
4. 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標値	45
5. ごみ排出量の目標値	46
第5節 施策の展開	
1. 施策の体系図	47
2. 施策の取り組み内容	48
3. 施策の区分及び主体	55
第6節 収集・運搬計画	
1. 収集・運搬に関する今後の取り組み	58
2. 収集・運搬の主体	58
3. 分別の種類・区分及び分別の方法等	58

第7節 中間処理計画	
1. 中間処理に関する今後の取り組み	59
2. 中間処理の方法及び量	59
第8節 最終処分計画	
1. 最終処分に関する今後の取り組み	60
2. 最終処分の主体	60
3. 計画処分量	60
第9節 その他	
1. 適正処理困難物対策	61
2. 進捗管理計画	62

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況	
1. し尿処理	63
2. 生活雑排水処理	63
3. 汚泥処理	63
4. し渣及び脱水（乾燥）汚泥処理	63
第2節 処理形態別人口の把握	65
第3節 生活排水処理施設の整備状況	
1. 公共下水道	67
2. 農業集落排水施設	67
3. 合併処理浄化槽	67
4. 汚泥再生処理施設	67
第4節 収集・運搬状況	68
第5節 収集及び処理実績	
1. し尿・浄化槽汚泥収集量の実績	68
2. 処理実績の推移	70
第6節 運営・管理体制及び処理主体	
1. 運営・維持管理体制	71
2. 生活排水の処理主体	71
第7節 生活排水処理の施策の現状	
1. 発生・排出抑制	72
2. 合併処理浄化槽の整備推進	72
3. 教育・啓発活動	72
第8節 生活排水処理の現況評価と課題の整理	
1. 合併処理浄化槽の整備推進	73
2. 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の維持管理	73
3. 収集・運搬	73

4. 中間処理	73
第9節 生活排水の処理計画	
1. 基本理念	74
2. 基本方針	74
3. 生活排水の処理主体	75
4. 生活排水の処理目標及び将来推計	75
5. し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の設定	78
6. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込み	78
7. 汚泥再生処理センターにおける処理の見込み	79
第10節 処理方針	
1. 合併処理浄化槽の普及	80
2. 汚泥再生処理施設の維持管理	80
3. 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な維持管理	80
第11節 排出抑制対策等への取り組み	
1. 排出抑制	81
2. 収集・運搬	81
3. 中間処理	81
4. 最終処分	82
5. その他	82

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務づけられています。

「四万十町一般廃棄物処理基本計画」は、本町の一般廃棄物の処理に関し、長期的かつ総合的な視点から、基本の方針等を定めるものであり、ごみの減量化や資源化、生活排水の適正処理に向けた取り組みを位置づけています。

一方で、近年の廃棄物処理を取り巻く環境は、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減やプラスチックごみによる海洋汚染の影響など、著しく変化しており、環境負荷低減に向け、更なるごみの減量化・再資源化への取り組みにより、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

本計画は、将来における本町のまちづくり計画としての「第2次四万十町総合振興計画ー改訂版ー」（令和4年3月改訂）等との整合性を図りつつ、今日の人口減少社会においても安心して暮らしやすい社会の実現のため、国や県の計画等の動向や社会状況の変化も踏まえつつ、改定を行うものです。

第2節 計画期間及び目標年度

計画期間は、国の指針において10年から15年先を目標年度とし、概ね5年ごとに改定することとされていることから、計画期間は、直近の実績年度である令和6（2024）年度を基準年度に、令和7（2025）年度から目標年度となる令和22（2040）年度とします。なお、計画期間中において、本町を取り巻く社会情勢や新たな環境問題等、大きな変化が生じた場合には、隨時見直しを行うこととします。

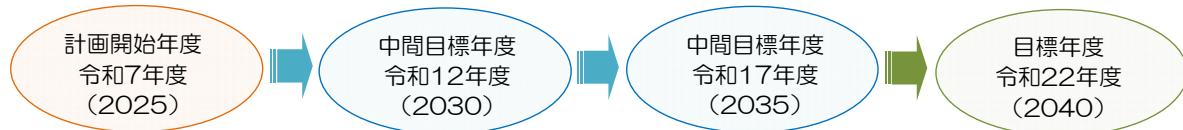


図1-1 計画のスケジュール

第3節 計画の位置付け

本計画は、ごみ処理に係る最上位計画として位置づけられており、上位計画には、「第2次四万十町総合振興計画－改訂版－」（令和4年3月改訂）があります。

本計画と関係法令、諸計画との関係は次のとおりです。

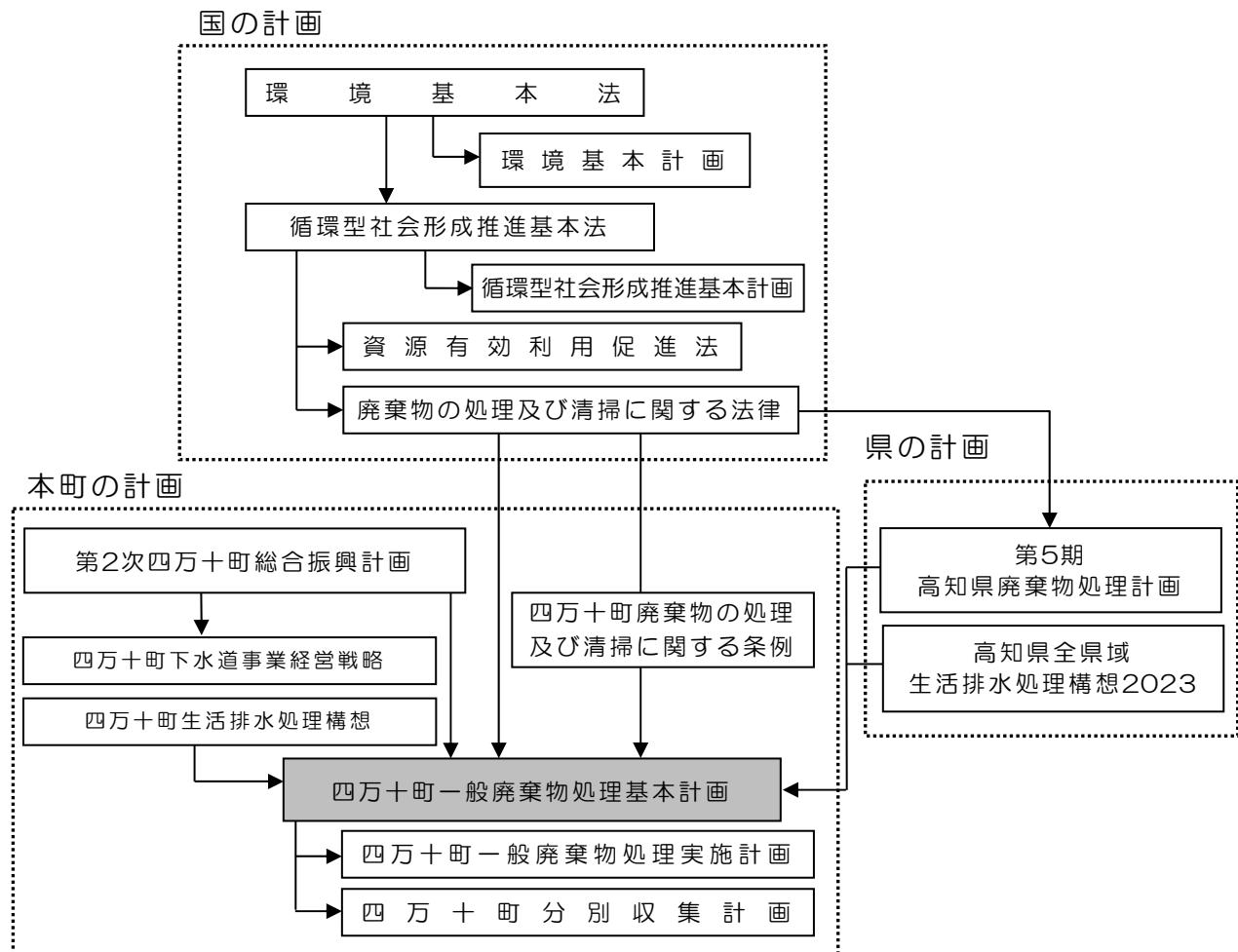


図1-2 本計画の位置付け

第4節 国・県の動向及び本町の取り組み

1. 国の動向

国では、令和6年5月に第六次環境基本計画を閣議決定し、「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を目的とした循環共生型の社会、地域循環共生圏を実現するための「重点戦略」（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）の展開にあたり、関係者との連携により、自立・分散型の社会を形成し、あらゆる主体の参画の下、実施することをめざすとしています。

同年8月には循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、循環経済への移行を国家戦略として位置づけた上で、重要な方向性として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げています。

廃棄物政策の優先順位、廃棄物・リサイクル関連法体系を次に示します。

表1-1 廃棄物政策の優先順位

①	必要なものだけを長期に使用することで「発生抑制」【Reduce】
②	繰り返し使うことができるものは、できるだけ「再使用」【Reuse】
③	再使用できないものは「再生利用」【Recycle】
④	原料リサイクルができないものは「熱回収」のための燃料として利用
⑤	どうしても廃棄物として処理しなければならないものだけを「適正処分」

* 上から順に優先順位が高くなっています。

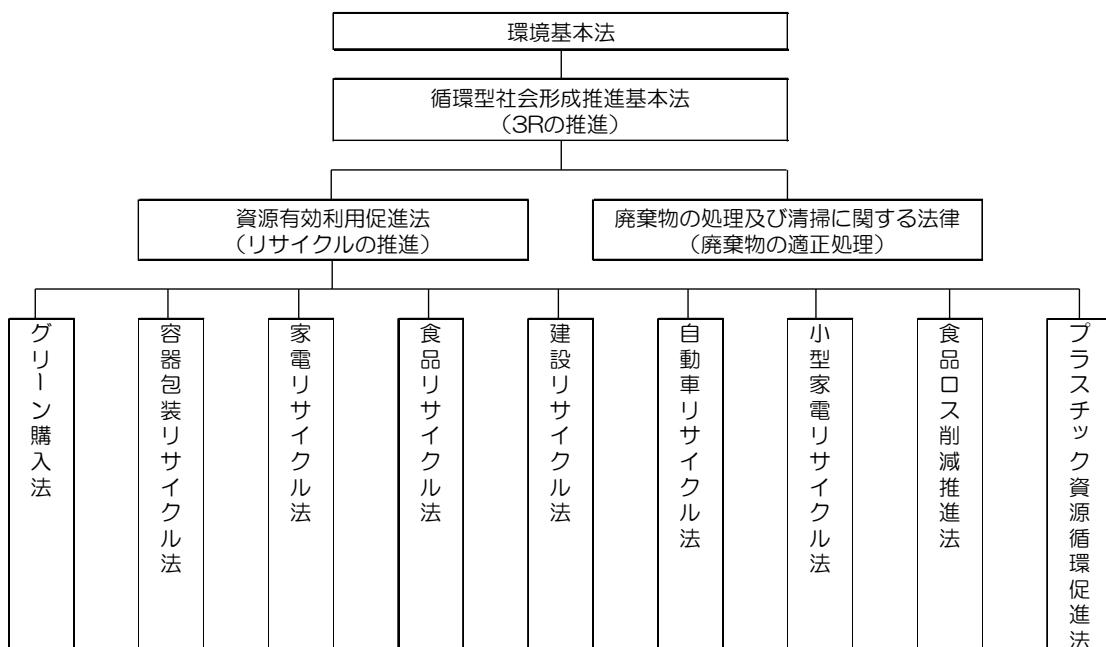


図1-3 廃棄物・リサイクル関連法体系

2. 県の動向

県では、令和3年3月に策定した「第5期高知県廃棄物処理計画」により、3Rの促進、適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の構築、環境に対する意識の醸成を重要な方向性として掲げ、循環型社会を構築するため、県民、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれの役割に応じて行動する施策の基本方針と内容を示しています。

3. 本町における取り組み

本町では、最上位計画である「第2次四万十町総合振興計画－改訂版－」（令和4年3月改訂）において、まちの将来像「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」の実現に向けて、基本方針とそれに紐づく施策を掲げています。

表1-2 3つの基本方針と8つの政策目標

■ 基本方針	■ 政策目標
①挑戦し続ける産業づくり ②生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり ③日本が誇る四万十川流域の環境づくり	①「特色ある農林水産業を生かすまち」 ②「新たな地域ブランドで活力あるまち」 ③「本物のおもてなしもあるまち」 ④「まちの将来を担う人を育むまち」 ⑤「生きがい・誇りを持てるまち」 ⑥「元気で安心して暮らせるまち」 ⑦「広大な自然環境と共生するまち」 ⑧「安全で快適な暮らしができるまち」

一般廃棄物に関する主な取り組みについては、基本方針③「日本が誇る四万十川流域の環境づくり～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～」において、環境教育・環境学習の充実、生活排水の適正処理、不法投棄の防止、ごみの減量化・資源循環の推進、処理施設の適正管理等の施策を位置づけています。

以下、政策目標ごとに主な施策を示します。

表1-3 政策目標における主な施策

基本方針③ 日本が誇る四万十川流域の環境づくり ～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～	政策目標⑦ 広大な自然環境と共生するまち	【施策目標】 自然環境の保全	○環境教育・環境学習の充実 身近な自然と触れ合うことによって自然環境への理解が深まるよう、環境学習の充実を図り、川や地域への愛着と誇りを育み高めます。また、環境問題に取り組む団体等の情報共有を図り、自主的な環境保全活動を促進します。
			○生活排水の適正処理 生活排水による河川環境への負荷軽減のため、公共下水道、農業集落排水施設の接続率の向上を図り、施設の適正管理を行うとともに、合併処理浄化槽の普及啓発を推進します。
			○不法投棄の防止 不法投棄の現状把握に努め、不法投棄防止に対する啓発や巡回監視体制を充実するなど、不法投棄対策に取り組みます。
【施策目標】 脱炭素・循環型社会の推進		○ごみの減量化・資源循環の推進 廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）という3R（スリーアール）の取り組みを普及啓発するため、町の広報誌やホームページ等での積極的な情報提供に努め、必要に応じて研修会を開催するなど、町民・事業者との協働による、ごみの減量化・資源化への意識の高揚を図ります。 また、家庭や事業所における食品ロス削減のための普及啓発活動に取り組みます。	
			○処理施設の適正管理 廃棄物処理施設である焼却施設、リサイクルプラザ、浸出水処理施設、埋立貯留施設、汚泥再生処理施設は適正な維持管理に努めます。

第2章 地域の概要

第1節 自然環境の特性

1. 地理的、地形的特性

本町は、高知県の南西部、四万十川の中流域に位置し、周囲は四万十市、梼原町、津野町、中土佐町、黒潮町及び愛媛県北宇和郡に接しており、東南部は土佐湾に面しています。

町域は東西43.7km、南北26.5km、総面積642.28km²で、そのうち林野が90%近くを占めており、集落の多くは四万十川とその支流の河川沿いや台地上にあり、一部は土佐湾に面する海岸部にあります。



図2-1 本町の位置図

2. 気候的特性

本町は瀬戸内海式気候に属し、年間の平均気温は概ね14.7~16.3°Cと温暖であり、日照時間も長く、総降水量は2,551~4,006mmです。また、夏季は多雨であり、冬季は降水量が少なくなっています。

過去10年間における本町の気象及び令和6年の月別平均気温、月別降水量及び日照時間は次のとおりです。

表2-1 過去10年間の気象

年 項 目	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
平均気温 ^{*1} (°C)	15.1	15.8	14.7	15.1	15.4	15.4	15.3	15.2	15.4	16.3
日最高気温 ^{*2} (°C)	20.9	21.5	20.5	20.7	21.2	21.5	21.2	21.6	21.8	22.5
日最低気温 ^{*3} (°C)	10.6	11.3	9.9	10.6	10.7	10.5	10.6	10.5	10.6	11.8
最高気温 ^{*4} (°C)	35.1	35.9	35.8	35.0	34.0	37.1	34.2	35.1	36.0	37.7
最低気温 ^{*5} (°C)	-4.9	-6.1	-5.5	-7.2	-4.5	-4.4	-6.8	-6.5	-6.5	-5.3
総降水量 (mm)	3,288.5	3,405.5	2,980.0	4,006.5	3,468.5	3,020.0	3,267.0	2,551.5	2,807.5	2,943.0
日最大降水量 (mm)	235.0	295.0	342.0	238.0	218.5	331.5	367.0	375.0	197.0	150.5
日照時間 (時間)	1,742.1	1,798.1	1,908.2	1,890.4	1,857.7	2,057.0	1,692.4	2,041.3	2,088.1	2,111.5

*出典 気象台観測データ(窪川観測所)

*1 年間の平均値

*2 年間の最高気温の平均値

*4 年間の最高気温

*3 年間の最低気温の平均値

*5 年間の最低気温

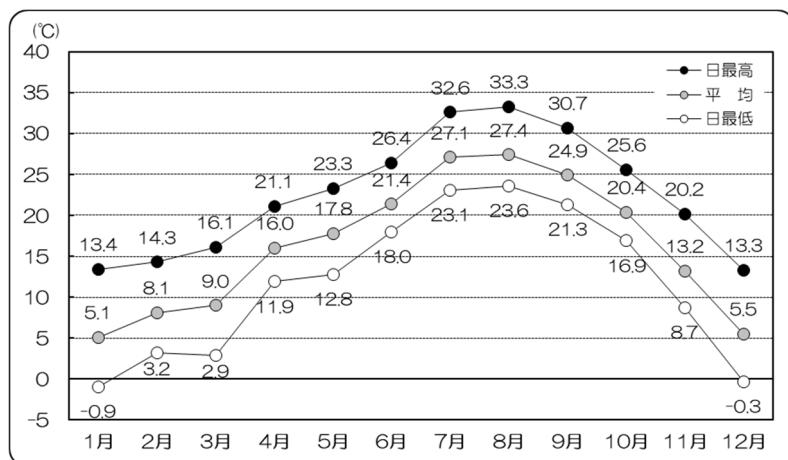


図2-2 月別平均気温（令和6年）

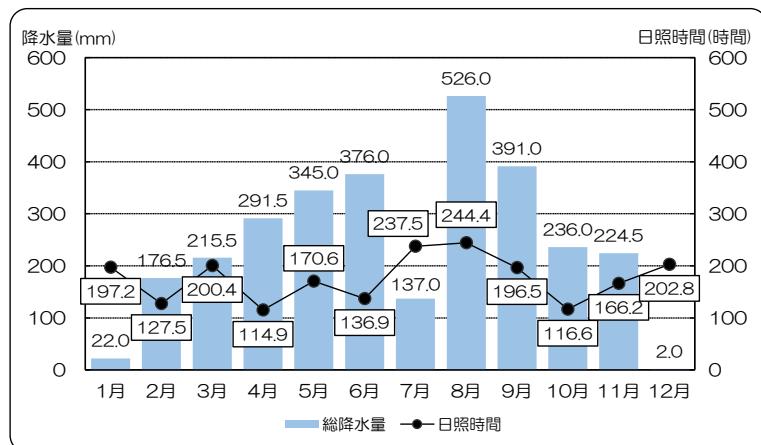


図2-3 月別降水量及び日照時間（令和6年）

第2節 社会環境の特性

1. 人口動態

本町における人口は、この10年間に16.4%、世帯数は6.8%減少しています。また、一世帯当たりの人口は、2.13人/世帯から1.91人/世帯へと減少しています。

5歳階級別人口における階級構成は、男女いずれも70～74歳階級が最も多く、65歳以上人口（老年人口）は男40.8%・女50.2%となる一方で、年少人口は男9.5%・女8.3%となり、少子高齢化が進んでいます。

本町における人口及び世帯数の推移、5歳階級別人口は次のとおりです。

表2-2 人口及び世帯数の推移

年 度	人 口		人口増減率 (前年度比)	世帯数	世帯当たり 人口	
	男	女				
(人)	(人)	(人)	(%)	(世帯)	(人/世帯)	
平成27年 (2015)	18,409	8,678	9,731	-	8,651	2.13
平成28年 (2016)	18,128	8,577	9,551	-1.55	8,626	2.10
平成29年 (2017)	17,828	8,414	9,414	-1.68	8,631	2.07
平成30年 (2018)	17,528	8,280	9,248	-1.71	8,574	2.04
令和元年 (2019)	17,205	8,154	9,051	-1.88	8,525	2.02
令和2年 (2020)	16,809	7,986	8,823	-2.36	8,424	2.00
令和3年 (2021)	16,465	7,839	8,626	-2.09	8,351	1.97
令和4年 (2022)	16,107	7,682	8,425	-2.22	8,234	1.96
令和5年 (2023)	15,761	7,546	8,215	-2.20	8,139	1.94
令和6年 (2024)	15,398	7,400	7,998	-2.36	8,067	1.91
10年間	-3,011	-1,278	-1,733	-16.36	-584	-0.22

*出典 住民基本台帳、各年1月1日時点人口

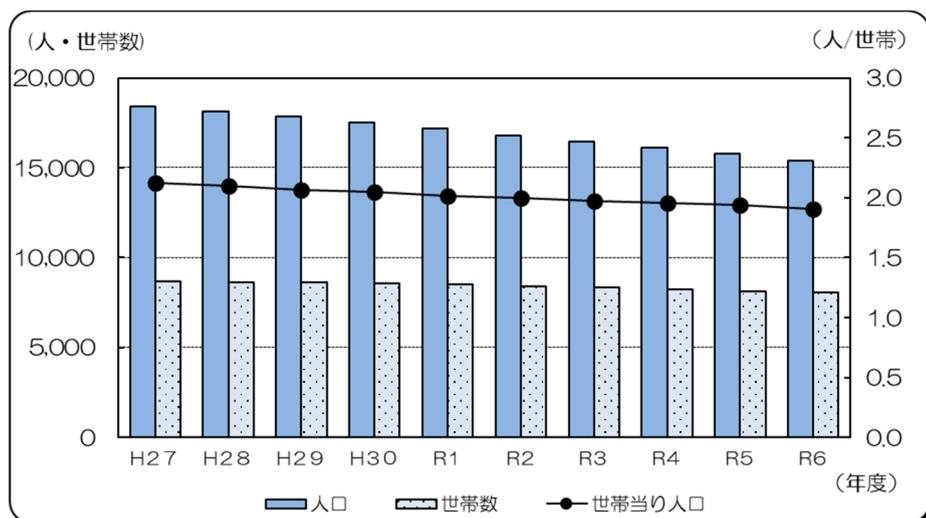


図2-4 人口及び世帯数の推移

表2-3 5歳階級別人口（令和6年）

区分	年齢 (歳)	男		女	
		(人)	(割合)	(人)	(割合)
年少 人口	0~4	192	706	169	664
	5~9	261		235	
	10~14	253		260	
生産年齢 人口	15~19	314	3,677	244	3,317
	20~24	223		222	
	25~29	210		189	
	30~34	259		235	
	35~39	386		299	
	40~44	369		315	
	45~49	456		441	
	50~54	444		418	
	55~59	432		427	
	60~64	584		527	
老年 人口	65~69	644	3,017	676	4,017
	70~74	798		785	
	75~79	608		695	
	80~84	413		648	
	85~89	326		601	
	90~94	178		418	
	95~99	44		159	
	100~	6		35	
総 数		7,400	100.0%	7,998	100.0%
		15,398			

* 出典 住民基本台帳（令和6年1月1日現在）

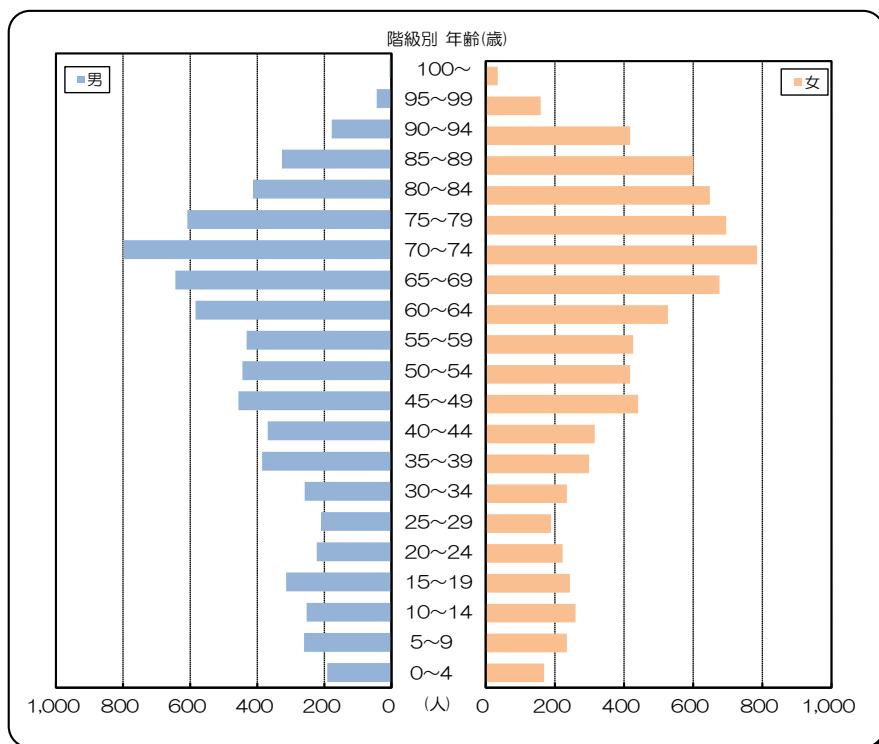


図2-5 5歳階級別人口（令和6年）

2. 産業構造

本町における産業別の就業人口総数は、農業や漁業等の第1次産業人口、製造業等の第2次産業人口ともに減少傾向にあります。第3次産業人口は平成22年から平成27年にかけて増加していたものの、令和2年にかけては減少しました。また、令和2年度の就業者の多い産業として、男性は「農業・林業」が1,173人で最も多く、次いで「建設業」、「卸売業・小売業」となっています。女性は、「医療・福祉」が915人で最も多く、次いで「農業・林業」、「卸売業・小売業」となっています。

本町における産業別就業人口の推移は次のとおりです。

表2-4 産業別就業人口の推移

項目	年	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
第1次産業	(人)	2,922	2,878	1,954
第2次産業	(人)	1,599	1,465	1,230
第3次産業	(人)	4,646	4,669	4,251
総 数	(人)	9,167	9,012	7,435

*出典：総務省統計局（国勢調査）。分類不能の産業を除く。

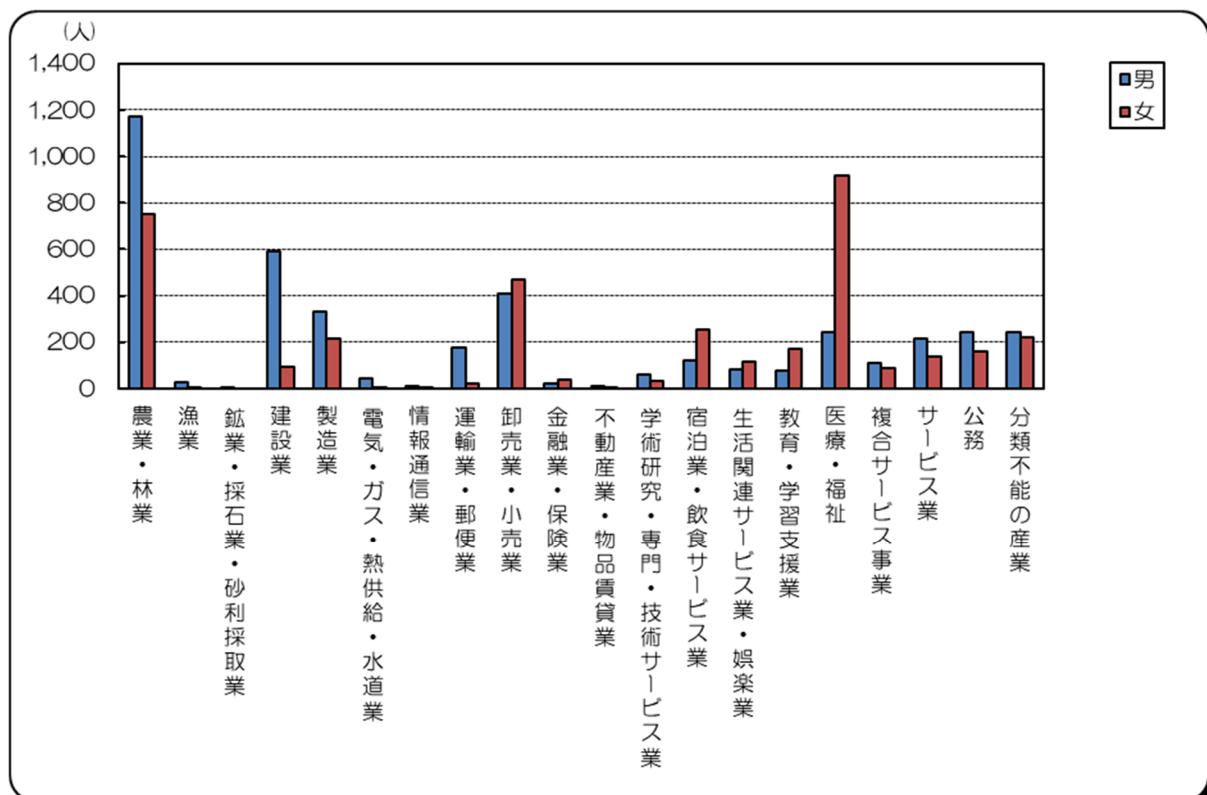


図2-6 産業別就業人口の推移（令和2年）

第3節 将来計画

本町のまちづくりの将来展望としては、「第2次四万十町総合振興計画－改訂版－」（令和4年3月改訂）において「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」をまちの将来像とし、南海トラフ地震や集中豪雨等の災害に強いまちづくりをはじめ、少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化等に的確に対応していくものとしています。

その中で、基本方針のひとつとして「日本が誇る四万十川流域の環境づくり～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～」を掲げ、環境教育・環境学習の充実、生活排水の適正処理、不法投棄の防止、ごみの減量化・資源循環の推進、処理施設の適正管理等の施策を位置づけています。

また、「第2次四万十町環境基本計画」（令和4年3月）においては、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町～日本が誇る四万十川流域の環境づくり～」を望ましい環境像とし、気候変動問題に対応していくために、「災害に強い安全・安心なまちづくりプロジェクト」と「脱炭素社会の実現に向けたまちづくりプロジェクト」を前期5年間で取り組むリーディングプロジェクトと位置づけています。

さらに、平成27年度には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「四万十町人口ビジョン」を策定していますが、この度「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を継承した「四万十町デジタル田園都市構想総合戦略」（令和6年3月）を策定し、協働の推進、SDGsやSociety5.0の推進、女性が活躍するまちをポイントとしています。

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみの排出量の実績及びその性状

1. ごみ処理の流れ

(1) ごみの分別

本町のごみは燃えるごみ、金物類、ビン、ガラス・陶器類（からつ）、電池・体温計、蛍光灯・電球、紙類、ペットボトル、衣類及び粗大ごみに分類して収集をしています。

本町におけるごみの分別は次のとおりです。

表3-1 ごみの分別

分別区分	収集回数	排出方法	出せる物	
燃えるごみ	週2回 定期収集	四万十町指定 ごみ収集袋 (可燃ごみ)	■家庭から出る生ごみ ■紙オムツ ■50cm以下の雑木、草 ■靴、スニーカー、かばん、スパイクシューズ	■家庭用ゴムホース ■ビデオテープ ■CD、DVD
金物類	月1～2回 定期収集	四万十町指定 ごみ収集袋 (資源ごみ)	■缶類 ■家庭電化製品・電動工具 ■ライター ■その他金属製品	■おもちゃ ■金属製なべ、やかん ■刃物類
ビン	月1～2回 定期収集	コンテナ	■飲食用のビン・家庭用薬品 ■化粧品のビン	
ガラス・ 陶器類 (からつ)	月1～2回 定期収集	コンテナ	■ガラスコップ ■割れた窓ガラス、ガラス板 ■耐熱容器 ■乳白色のビン	■ガラスの花瓶 ■ほ乳瓶 ■土鍋 ■洗っても汚れの落ちないビン
電池・ 体温計	月1～2回 定期収集	コンテナ ※透明の袋に入れる	■電池 ■体温計	
蛍光灯・ 電球	月1～2回 定期収集	コンテナ ※割れたものは 透明の袋に入れる	■蛍光灯 ■電球 ■水銀体温計	
紙類	月1～2回 定期収集	紐で縛る	■新聞紙 ■ダンボール ※チラシ、包装紙、紙袋、箱ティッシュの紙箱、コピー紙など	■雑誌、本、雑紙※ ■牛乳などの紙パック
ペットボトル	月1～2回 定期収集	四万十町指定 ごみ収集袋 (資源ごみ)	■ペットボトルマークがついている飲料類、酒類、醤油などの容器 ※キャップはまとめて別の透明袋に入れてから指定袋に入れる	
衣類	月1～2回 定期収集	四万十町指定 ごみ収集袋 (資源ごみ)	■洗濯したきれいな衣類、カーテンなど	
粗大ごみ	年3回	粗大ごみ処理券	■指定ごみ袋に入れて十字に結べない大きさや重さの家庭ごみ	

(2) ごみ処理フロー

燃えるごみ及び粗大ごみ（可燃性）については、クリーンセンター銀河のごみ焼却施設において焼却処理を行い、資源ごみ及び粗大ごみ（不燃性）については、クリーンセンター銀河のリサイクルプラザにて破碎・選別処理や保管を行っています。その後、焼却残渣はクリーンセンター銀河の埋立貯留施設において、不燃物は、民間業者にて最終処分を行っています。

本町におけるごみ処理フローは次のとおりです。

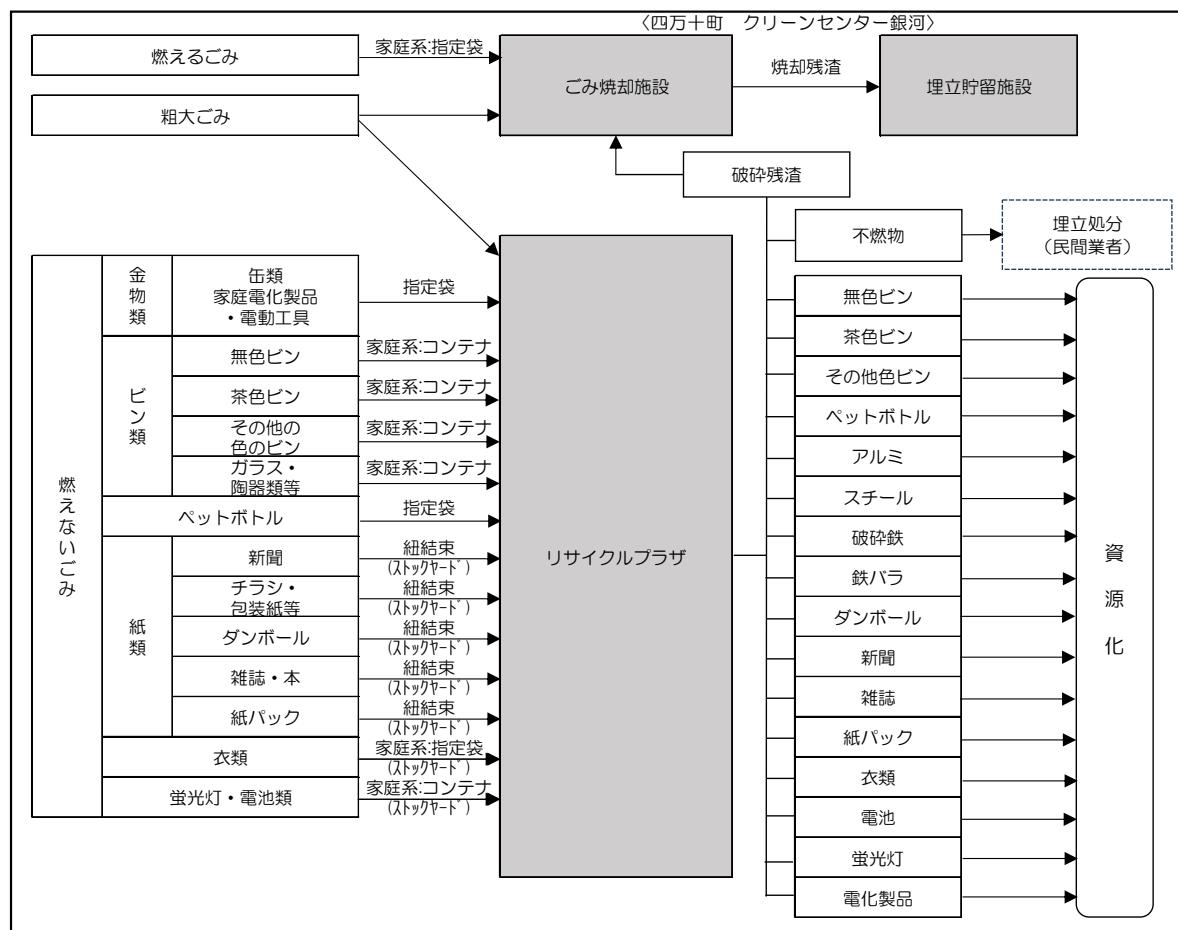


図3-1 ごみ処理フロー

2. ごみ排出量等の実績

(1) ごみ排出量

本町におけるごみ排出量については、生活系ごみ、事業系ごみともに令和2年度と比較して、減少傾向にあります。

本町におけるごみ排出量の推移は次のとおりです。

表3-2 ごみ排出量の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
人口	(人)	16,295	15,933	15,602	15,202	14,762
可燃ごみ	(kg/年)	4,832,370	4,711,610	4,669,670	4,573,470	4,444,240
生活系	(kg/年)	3,826,710	3,732,940	3,664,210	3,591,330	3,497,670
収集ごみ	(kg/年)	3,423,710	3,357,660	3,323,000	3,216,510	3,124,200
持込ごみ	(kg/年)	403,000	375,280	341,210	374,820	373,470
事業系	(kg/年)	1,005,660	978,670	1,005,460	982,140	946,570
収集ごみ	(kg/年)	899,752	880,282	911,832	879,636	845,498
持込ごみ	(kg/年)	105,908	98,388	93,628	102,504	101,072
可燃性粗大ごみ	(kg/年)	27,220	157,520	26,500	5,400	6,530
生活系	(kg/年)	21,555	124,801	20,794	4,240	5,139
事業系	(kg/年)	5,665	32,719	5,706	1,160	1,391
不燃性粗大ごみ	(kg/年)	5,200	1,130	1,080	250	0
生活系資源ごみ	(kg/年)	574,390	554,480	534,530	516,470	492,530
金属類	(kg/年)	101,570	94,280	86,660	80,510	78,100
BIN・ガラス・蛍光灯・電球・電池	(kg/年)	234,760	224,240	219,060	218,000	212,900
紙類・ペットボトル・衣類	(kg/年)	232,860	234,830	227,730	217,710	201,530
事業系資源ごみ	(kg/年)	7,450	5,400	4,720	4,260	370
不法投棄ごみ	(kg/年)	120	8,100	6,960	5,970	4,570
小動物	(kg/年)	840	770	1,070	1,240	1,660
し渣、沈査、脱水汚泥	(kg/年)	233,340	236,270	238,430	218,340	204,210
合 計	(kg/年)	5,675,730	5,674,150	5,481,880	5,325,150	5,154,110

表3-3 分類別のごみ排出量の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
可燃ごみ	(kg/年)	4,832,370	4,711,610	4,669,670	4,573,470	4,444,240
粗大ごみ	(kg/年)	32,420	158,650	27,580	5,650	6,530
資源ごみ	(kg/年)	581,840	559,880	539,250	520,730	492,900
不法投棄ごみ	(kg/年)	120	8,100	6,960	5,970	4,570
小動物	(kg/年)	840	770	1,070	1,240	1,660
し渣、沈査、脱水汚泥	(kg/年)	233,340	236,270	238,430	218,340	204,210
合 計	(kg/年)	5,675,730	5,674,150	5,481,880	5,325,150	5,154,110

(2) 生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量

本町における生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、令和6年度で741.51g/人・日であり、令和2年度の743.59g/人・日と比較すると大きな変化はありませんが、過去5年間においては増減しています。また、全国平均の592.47g/人・日（令和5年度）、高知県の656.66g/人・日（令和5年度）を上回っています。このようにごみ排出量が多いのは、可燃ごみの排出量が多いことが影響しています。本町における1人1日当たりのごみ排出量の推移は次のとおりです。

表3-4 生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
人口	(人)	16,295	15,933	15,602	15,202	14,762
生活系可燃ごみ	(g/人・日)	643.40	641.89	643.44	645.47	649.14
収集ごみ	(g/人・日)	575.64	577.36	583.52	578.10	579.83
持込ごみ	(g/人・日)	67.76	64.53	59.92	67.37	69.31
生活系可燃性粗大ごみ	(g/人・日)	3.62	21.46	3.65	0.76	0.95
不燃性粗大ごみ	(g/人・日)	0.87	0.19	0.19	0.04	0.00
生活系資源ごみ	(g/人・日)	95.70	95.15	93.67	92.78	91.41
金属類	(g/人・日)	17.08	16.21	15.22	14.47	14.49
BIN・ガラス・蛍光灯・電球・電池	(g/人・日)	39.47	38.56	38.47	39.18	39.51
紙類・ペットボトル・衣類	(g/人・日)	39.15	40.38	39.99	39.13	37.40
合 計	(g/人・日)	743.59	758.69	740.95	739.05	741.51
合 計（資源ごみを除く）	(g/人・日)	647.89	663.54	647.28	646.27	650.10

*四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

1人1日当たりのごみ排出量=ごみ排出量÷365日÷人口

令和5年度においては、年間日数を366日とします。

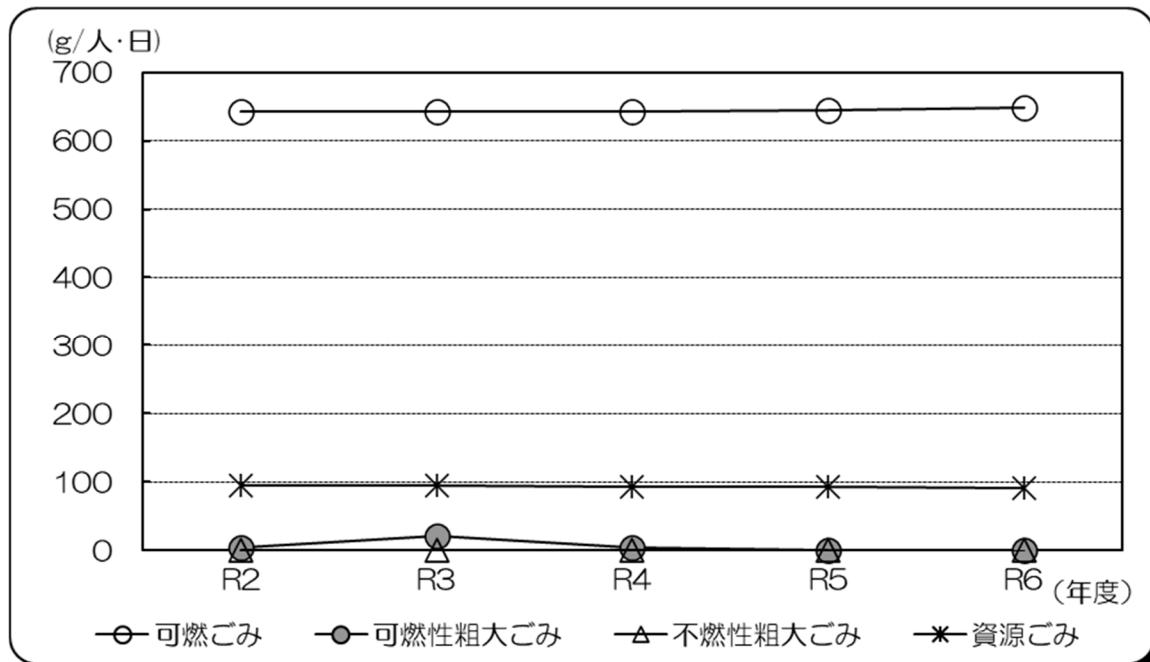


図3-2 生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量の推移

表 3-5 生活系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量の比較

項目		年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
本 町	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人・日)	743.59	758.69	740.95	739.05	741.51
高 知 県	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人・日)	694.63	686.68	676.27	656.66	—
国	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人・日)	648.86	635.58	619.51	592.47	—

*出典 県、国の値については環境省ホームページ参照。ただし、令和6年度の県・国の数値は本計画策定時において公表されていません。

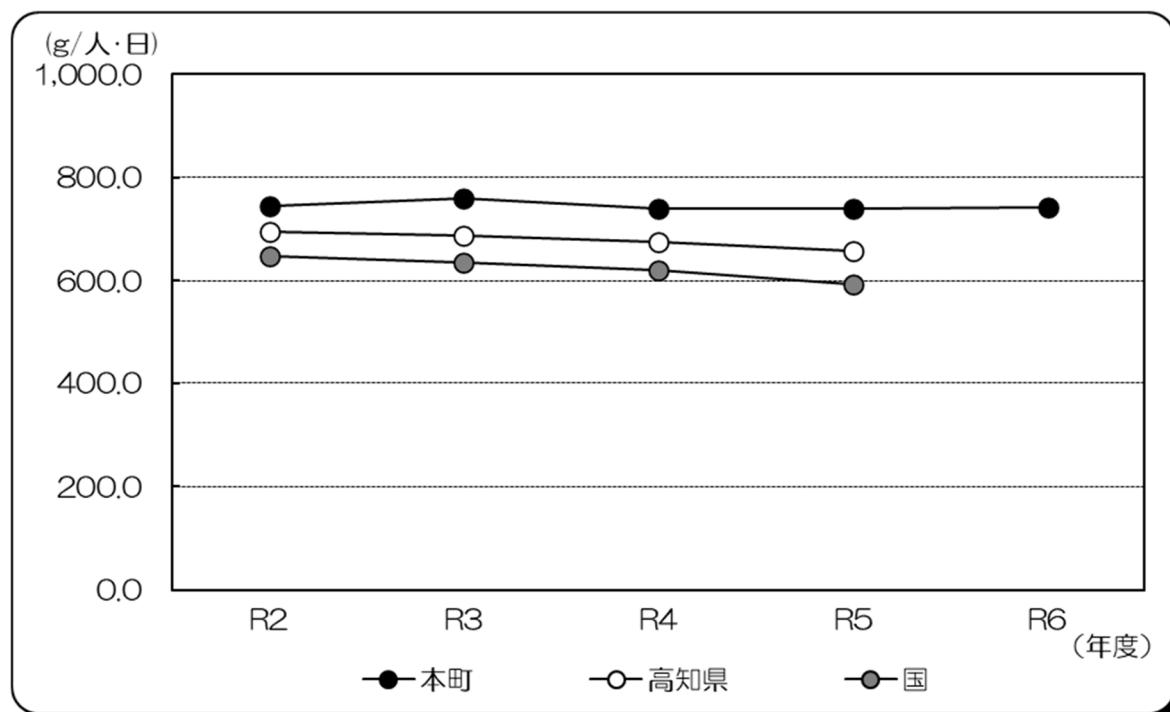


図3-3 生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量の比較

(3) ごみの性状（燃やせるごみ）

本町では年4回、燃やせるごみの性状調査を行っており、調査内容はごみの種類組成、単位容積重量、三成分及び低位発熱量です。

ごみの種類組成は、「紙・布類」、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の順に高い割合となっており、三成分（水分・可燃分・灰分）については、可燃分が概ね半分を占めています。

過去5年間における燃やせるごみの性状（ごみの種類組成は乾ベース重量比）及び平均値は次のとおりです。

表3-6 燃やせるごみの性状

項目		測定年度 (令和2年度 (2020))	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	平均	
ごみの種類組成	紙・布類	(%)	36.8	50.0	53.5	42.7	48.6	46.3
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	(%)	31.6	31.9	29.7	32.7	31.2	31.4
	木、竹、わら類	(%)	8.8	7.1	7.7	10.0	8.1	8.3
	ちゅう芥類	(%)	14.3	4.1	5.3	6.4	5.9	7.3
	不燃物類	(%)	1.6	1.4	0.6	1.8	0.4	1.2
	その他	(%)	6.9	5.5	3.2	6.4	5.7	5.5
単位容積重量		(kg/m ³)	129	133	143	150	140	139
三成分	水分	(%)	41.7	36.0	36.0	40.1	44.4	39.6
	可燃分	(%)	52.6	58.5	57.9	54.7	51.2	54.9
	灰分	(%)	5.7	5.5	6.1	4.3	4.6	5.2
低位発熱量（実測値）		(kJ/kg)	10,820	12,640	12,243	11,980	10,998	11,736

*ごみの種類組成は乾ベース重量比であり、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

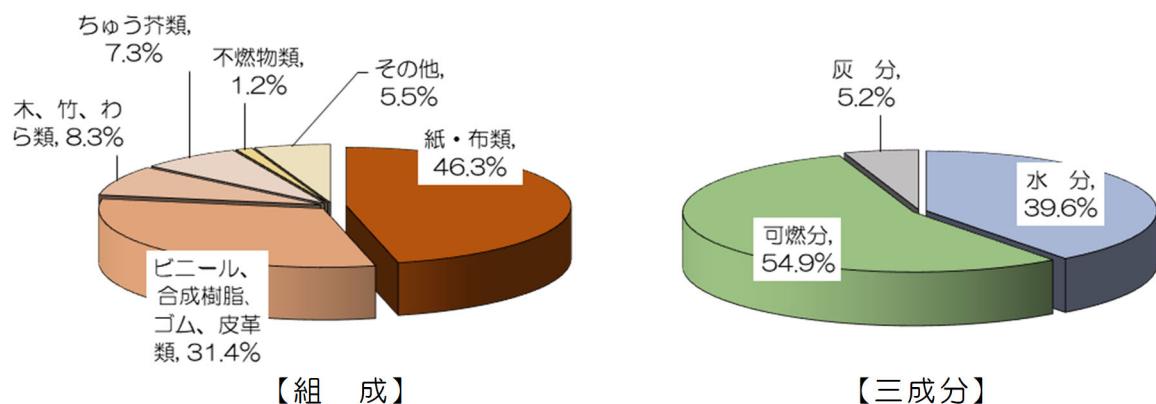


図3-4 燃やせるごみの性状

第2節 ごみ減量化・資源化の実績

1. ごみ減量化の実績

令和2年度を100とした減量化指数は、令和6年度において生活系ごみが90.2、事業系ごみが93.1となっています。

ごみの減量化の推移は次のとおりです。

表3-7 ごみの減量化の推移

項目	年 度		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
	生 活 系 ご み (kg/年)	事 業 系 ご み (kg/年)					
生 活 系 ご み	4,427,855	1,018,775	4,413,351	1,016,789	4,220,614	987,560	3,995,339
生 活 系 ご み 減 量 化 指 数 *	100.0	—	99.7	100.0	95.3	92.9	90.2
事 業 系 ご み 減 量 化 指 数 *	—	100.0	99.8	99.8	99.7	96.9	93.1

* 減量化指数は令和2年度を100としています。

2. 生ごみ処理機等の購入補助実績

本町では、生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の購入価格に対し、2分の1に相当する額（生ごみ処理機は1基につき25,000円、生ごみ処理容器は1基につき2,500円が上限）の購入補助を実施しています。

生ごみ処理機等の購入補助の推移は次のとおりです。

表3-8 生ごみ処理機等の購入補助の推移

年 度	生ごみ処理機	生ごみ処理容器	合 計
平成27年度 (2015)	1台	5台	6台
平成28年度 (2016)	3台	5台	8台
平成29年度 (2017)	0台	11台	11台
平成30年度 (2018)	1台	8台	9台
令和元年度 (2019)	2台	0台	2台
令和2年度 (2020)	3台	5台	8台
令和3年度 (2021)	2台	3台	5台
令和4年度 (2022)	4台	6台	10台
令和5年度 (2023)	4台	6台	10台
令和6年度 (2024)	4台	5台	9台
10年間	24台	54台	78台

第3節 ごみ処理の実績

1. ごみ焼却施設

本町では、ごみ焼却施設（クリーンセンター銀河）において、燃えるごみ及び粗大ごみ（可燃性）の焼却処理を行っています。

焼却処理量及び焼却残渣量（焼却灰）は、令和3年度の粗大ごみ（可燃性）の増加やし渣、沈査、脱水汚泥の変動を除いては、概ね減少傾向にあります。

ごみ焼却施設における焼却処理量の推移は次のとおりです。

表3-9 焼却処理量の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
焼却処理量	(kg/年)	5,093,770	5,106,170	4,935,670	4,798,450	4,656,640
可燃ごみ（生活系）	(kg/年)	3,826,710	3,732,940	3,664,210	3,591,330	3,497,670
可燃ごみ（事業系）	(kg/年)	1,005,660	978,670	1,005,460	982,140	946,570
粗大ごみ（可燃性）	(kg/年)	27,220	157,520	26,500	5,400	6,530
小動物	(kg/年)	840	770	1,070	1,240	1,660
し渣、沈査、脱水汚泥	(kg/年)	233,340	236,270	238,430	218,340	204,210
焼却残渣量（焼却灰）	(kg/年)	557,600	551,110	546,910	531,900	533,880

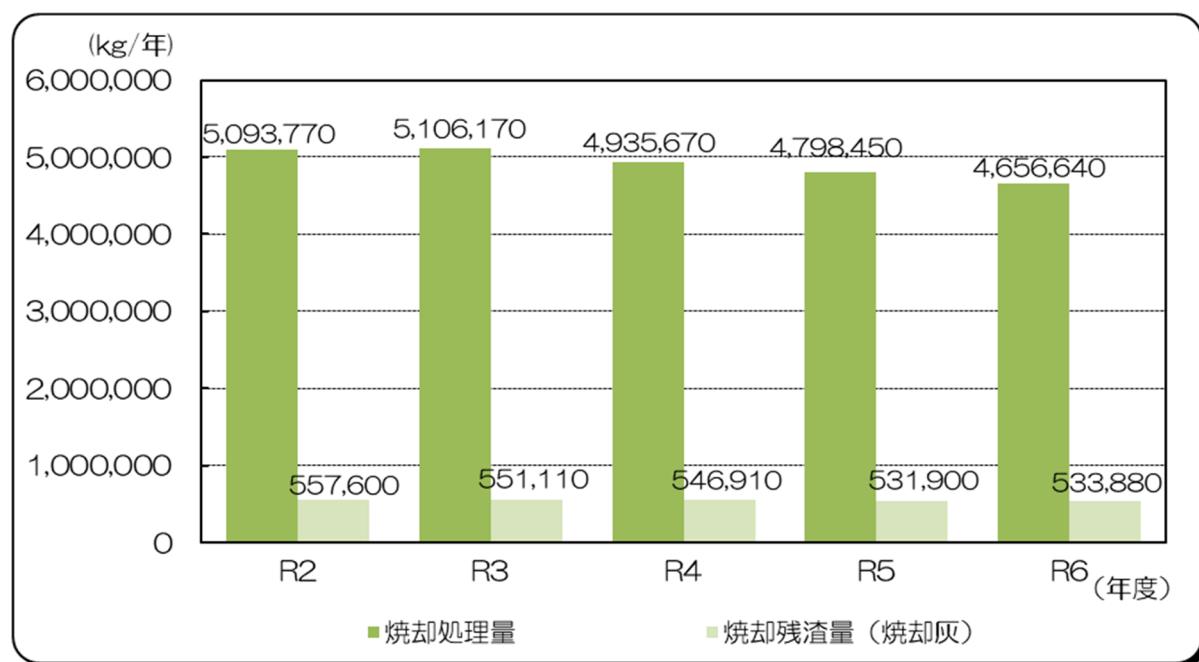


図3-5 焼却処理量の推移

2. 資源化施設

本町では、リサイクルプラザ（クリーンセンター銀河）において、資源ごみ及び粗大ごみ（不燃性）の破碎・選別処理及び保管を行っていますが、資源化物量（総資源化量）及びその他量（破碎不燃物）については、増減を繰り返しています。

リサイクルプラザ処理量及びリサイクル率の推移は次のとおりです。

表3-10 リサイクルプラザ処理量及びリサイクル率の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
資源化物（総資源化量）	(kg/年)	901,610	931,330	889,660	829,650	850,730
ダンボール	(kg/年)	72,600	73,620	70,640	69,340	66,940
新聞	(kg/年)	54,510	56,880	55,280	50,850	47,450
雑誌	(kg/年)	106,000	106,910	89,750	91,940	89,560
紙パック	(kg/年)	430	490	440	360	410
古新聞	(kg/年)	2,070	2,060	1,100	690	370
衣類	(kg/年)	15,760	13,880	12,090	12,260	12,350
ビン（無色）	(kg/年)	38,670	52,440	51,710	39,100	51,560
ビン（茶色）	(kg/年)	42,150	56,400	54,730	40,100	54,440
ビン（その他）	(kg/年)	10,890	11,030	16,530	10,730	10,600
ペットボトル	(kg/年)	25,350	21,770	25,190	26,170	25,100
アルミ	(kg/年)	30,840	30,100	28,860	27,580	26,160
スチール	(kg/年)	19,620	18,630	17,030	15,980	14,830
破碎鉄	(kg/年)	80,870	80,560	67,950	65,160	65,860
電池	(kg/年)	6,900	9,900	6,970	7,350	7,390
蛍光灯	(kg/年)	3,440	5,310	3,210	3,090	3,320
家電製品	(kg/年)	57,920	58,410	52,400	55,410	52,180
不燃粗大	(kg/年)	46,350	38,000	36,190	30,270	32,150
焼却灰資源化物	(kg/年)	287,240	294,940	299,590	283,270	290,060
リサイクル率	(%)	16.6	17.2	17.0	16.3	17.2
その他（破碎不燃物）	(kg/年)	92,660	115,910	103,410	97,000	114,380

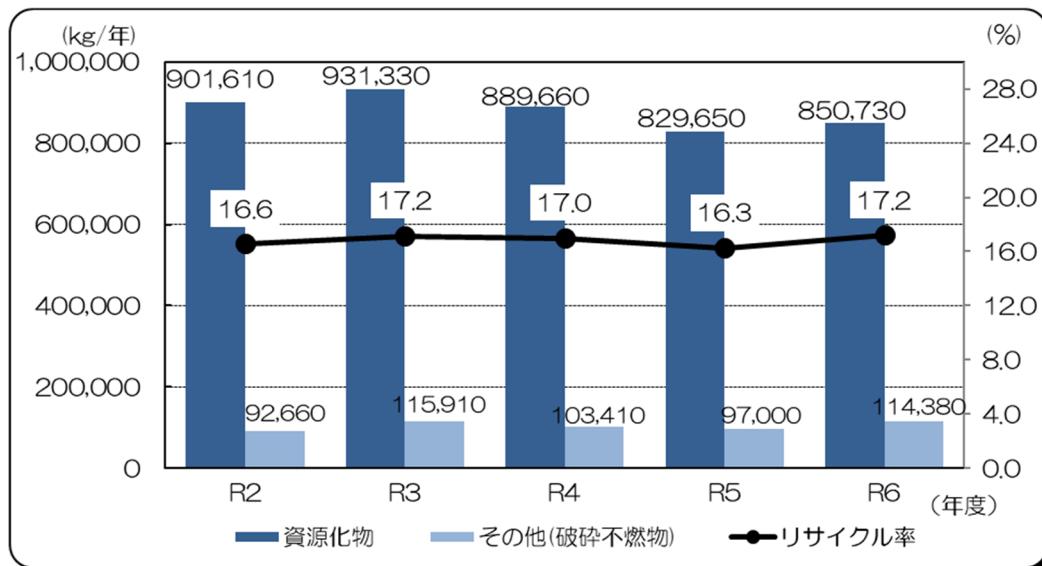


図3-6 リサイクルプラザ処理量及びリサイクル率の推移

表3-11 リサイクル率の推移

年 度		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
本 町	(%)	16.6	17.2	17.0	16.3	17.2
高 知 県	(%)	21.6	20.3	20.1	19.6	—
国	(%)	20.0	19.9	19.6	19.5	—

* 令和6年度の県、国の数値は本計画策定時において公表されていません。

* 出典 国、県 『一般廃棄物処理事業実態調査』

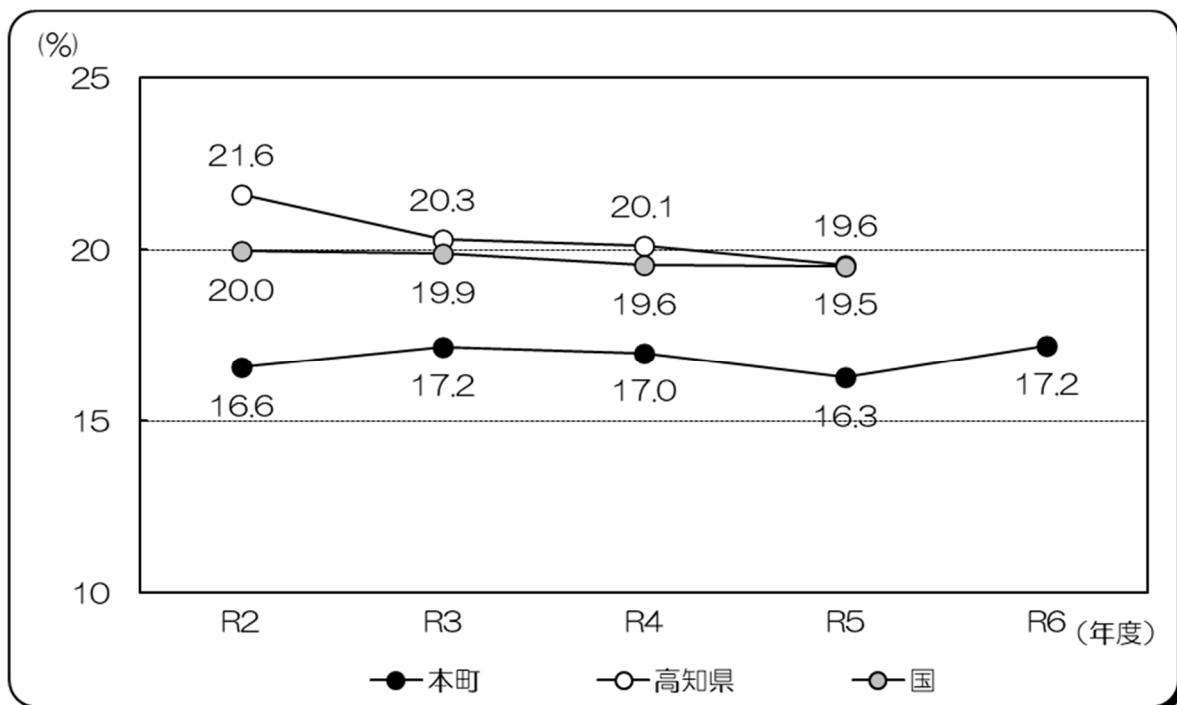


図3-7 リサイクル率の推移

3. 最終処分場

本町の最終処分は埋立貯留施設（クリーンセンター銀河）において、焼却残渣の最終処分を行っていますが、最終処分量については、総じて減少傾向にあります。最終処分量の推移は次のとおりです。

表3-12 最終処分量の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
最 終 処 分 量	(kg/年)	363,020	372,080	350,730	345,630	358,200
焼却残渣	(kg/年)	270,360	256,170	247,320	248,630	243,820
不燃物	(kg/年)	92,660	115,910	103,410	97,000	114,380
最 終 処 分 率	(%)	6.40	6.56	6.40	6.49	6.95

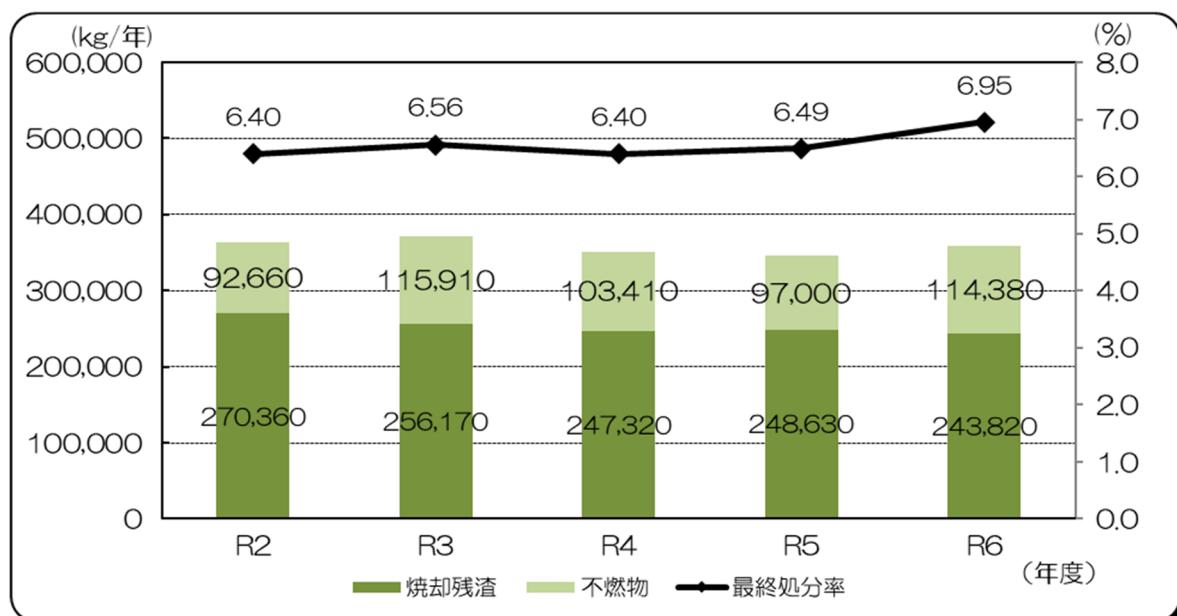


図3-8 最終処分量の推移

第4節 ごみ処理の体制

1. 収集体制

(1) 収集範囲

本町の収集範囲は、町全域を対象としています。

(2) 収集体制

本町におけるごみの収集車両状況は次のとおりです。

表3-13 ごみの収集車両状況（令和6年度実績）

	直 営		委託業者		許可業者		合 計	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
収集車	0	0	12	34	26	70	38	104

2. 処理・処分の形態

本町におけるごみの処理・処分形態は次のとおりです。

表 3-14 ごみの処理・処分形態

種類及び区分		収集方式	収集・運搬	中間処理	処 分
生活系ごみ	燃えるごみ	ステーション	委託業者	町	町
	金物類				
	ピン				
	ガラス・陶器類（からつ）				
	電池・体温計				
	蛍光灯・電球				
	紙類				
	ペットボトル				
	衣類				
	粗大ごみ				
持込ごみ		直接搬入	自己車両		
事業系ごみ		戸別等	許可業者		

* 町の管理施設から発生する事業系一般廃棄物は、直営にて収集。

3. 現有施設の概要

(1) 中間処理施設

本町が管理する中間処理施設の概要は次のとおりです。

表3-15-1 ごみ焼却施設の概要

施設名	クリーンセンター銀河
所在地	四万十町天ノ川147番地1
処理能力	25t/日 (12.5t/6h × 2炉)
処理方法	ストーク式焼却炉
竣工	平成15年2月竣工
排ガス基準 (乾きガス)	ばいじん量* 0.05 g/Nm ³ 以下 硫黄酸化物* K値17.5以下 (100 ppm以下) 硝素酸化物* 250 ppm以下 塩化水* 450 mg/Nm ³ 以下 一酸化炭* 50 ppm以下 (酸素濃度12%値:4時間平均値) ダイオキシン類* 0.5 ng/Nm ³ 水銀* 50 μg/Nm ³

*住民協定値

表3-15-2 リサイクルプラザの概要

施設名	クリーンセンター銀河
所在地	四万十町天ノ川147番地1
処理能力	6t/日
処理方法	選別、圧縮・梱包、保管
竣工	平成15年2月竣工

(2) 最終処分場

本町が管理する最終処分場の概要は次のとおりです。

表3-16 最終処分場の概要

施設名	クリーンセンター銀河
所在地	四万十町天ノ川147番地1
埋立容量	12,700m ³
埋立対象物	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)
埋立方法	覆蓋型(クローズドシステム型)
浸出水処理	処理方法:生物処理(脱窒なし)、砂ろ過、活性炭処理 処理能力:15m ³ /日
竣工	平成15年2月竣工

4. ごみ処理経費の状況

1人当たりの年間処理経費は、5カ年平均で約23,460円となっています。

ごみ処理経費の推移は次のとおりです。

表3-17 ごみ処理経費の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
人 口	(人)	16,295	15,933	15,602	15,202	14,762
工事費(中間処理施設)	(千円/年)	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	(千円/年)	356,944	358,912	358,058	363,095	384,334
人件費	(千円/年)	6,306	6,390	6,674	7,375	8,661
処理費	収集運搬費	(千円/年)	5,841	7,083	6,233	6,270
	中間処理費	(千円/年)	0	0	0	0
	最終処分費	(千円/年)	0	0	0	0
小 計	(千円/年)	5,841	7,083	6,233	6,270	0
車両等購入費	(千円/年)	0	0	0	0	0
委託費	収集運搬費	(千円/年)	59,920	60,508	61,734	62,399
	中間処理費	(千円/年)	284,877	284,931	283,417	287,051
	最終処分費	(千円/年)	0	0	0	16,228
	その他	(千円/年)	0	0	0	0
小 計	(千円/年)	344,797	345,439	345,151	349,450	375,673
そ の 他	(千円/年)	34,662	32,050	109,424	40,033	48,249
合 計	(千円/年)	391,606	390,962	467,482	403,128	432,583
1人当たりの* 年間処理経費	(円/人・年)	21,905	22,526	22,949	23,885	26,035

*1人当たりの年間処理経費は、年度によって差異が生じる工事費、車両購入費、その他経費を除いています。

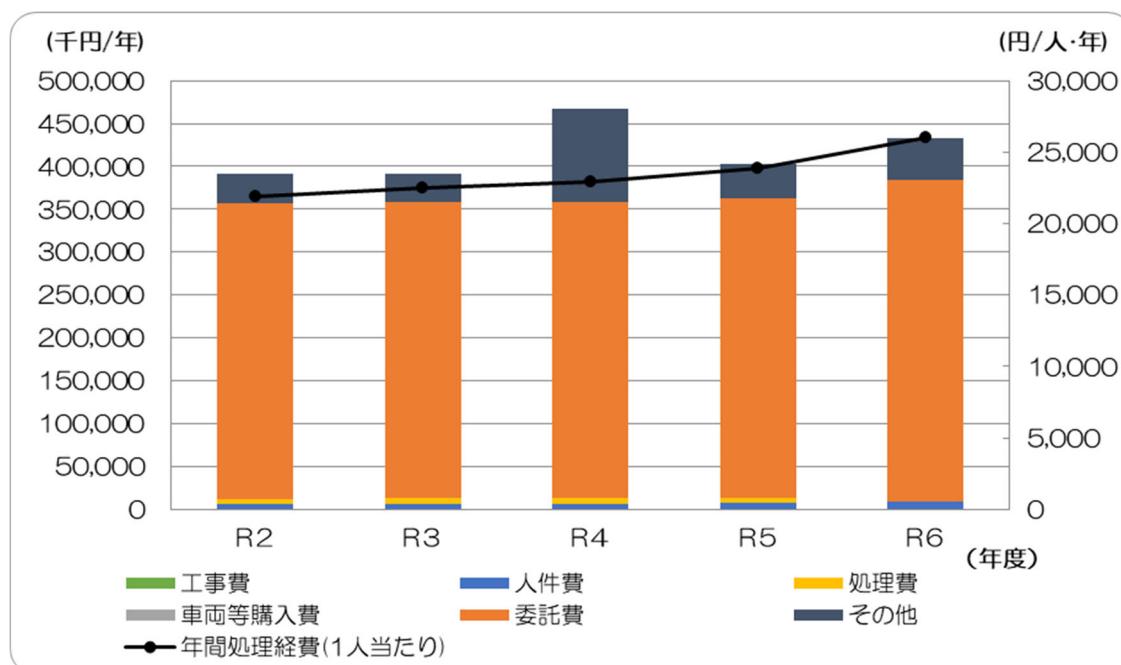


図3-9 ごみ処理経費の推移

第5節 ごみ処理の施策の現状

1. 有料化制度の充実

現在、家庭系ごみのうち可燃ごみ、金物類、ペットボトル及び衣類は指定袋（有料）による収集を行っています。粗大ごみは自己搬入を原則とし、収集の場合は申込み制（有料）としています。

また、事業系ごみについては処理手数料を徴収しています。

2. 容器包装廃棄物の排出抑制

マイバック運動の推進によりレジ袋を削減するとともに、過剰包装の抑制や使い捨て容器の使用抑制等を住民・事業者に働きかけることにより、容器包装廃棄物の排出抑制を推進しています。

3. 教育・啓発活動

学校や地域社会の場において、副読本等を活用した環境教育を行うとともに、循環型社会構築への取組状況やごみ処理施設の社会科見学会を実施するなど、あらゆる機会を活用して住民及び事業者に情報を提供し、認識を深めてもらうよう努めています。また、町内一斉清掃や四万十川一斉清掃などの環境イベントを毎年実施し、環境問題を身近に感じてもらうとともに、地域との関わりを感じる機会とし、ごみ問題への理解と関心促進を図っています。

4. 生ごみ処理機等購入補助

生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入に対する補助を行い、燃やせるごみに含まれるちゅう芥類の排出について抑制を図っています。

5. 再資源化の促進

食品ロスの削減と地域内循環の促進を目的とし、窪川学校給食センター等からの残食は大正地域の乾燥施設で堆肥化し、地域の農家等で活用しています。

第6節 一般廃棄物処理システムの評価

1. 評価について

環境省策定の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して説明するよう努めることとされています。

このため、本指針に基づき、本町の一般廃棄物処理システムについて、類似都市との比較分析を行いました。なお、システム分析に当たっては、（一財）日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 令和5年度実績版」（以下「支援ツール」という。）を用いて実施しました。

2. 類似都市の選定

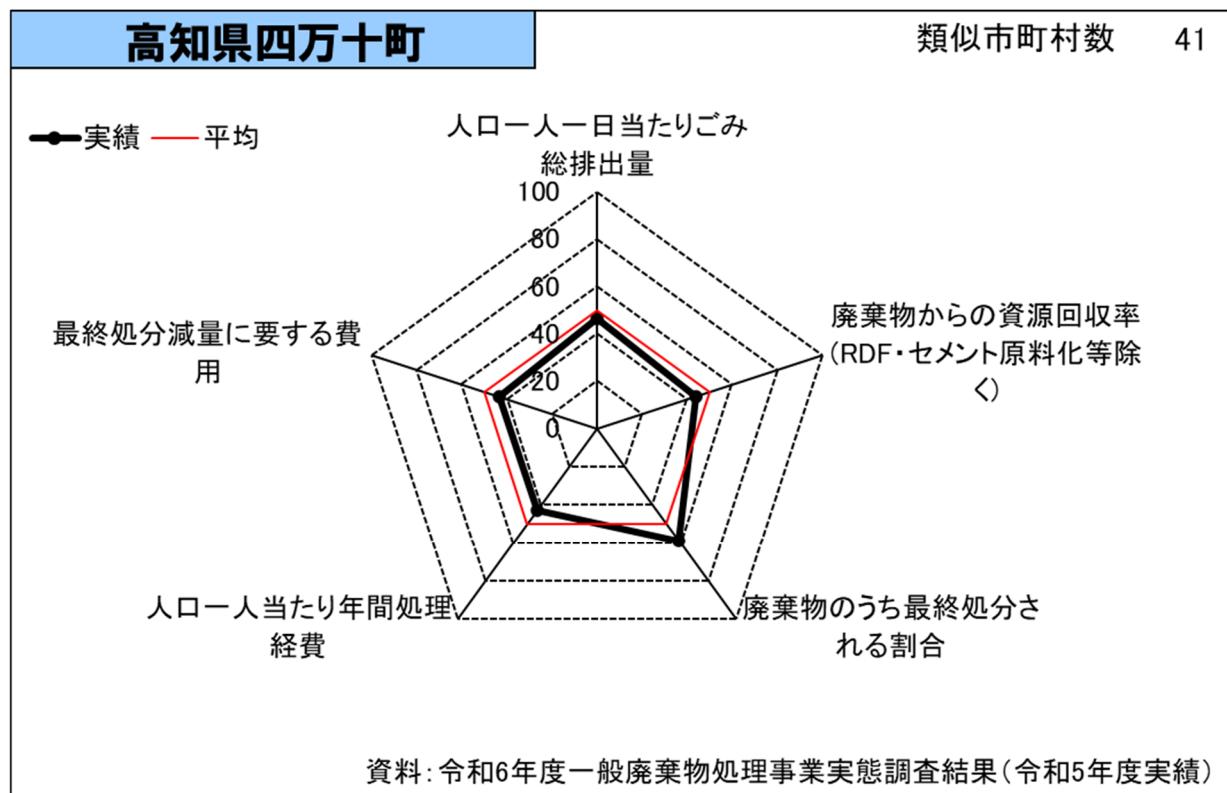
類似都市の選定については支援ツールを用いて実施しました。
なお、選定にあたっては、全国で人口形態、人口区分、産業構造の全ての項目において本町と同様の形態を示していることを条件としました。

表3-18 類似都市の概要

都市形態	町村
人口区分	10,000人以上～20,000人未満
産業構造	二次・三次人口比80%未満

3. 支援ツールによる分析結果

支援ツールを用い実施したシステムの分析結果は次のとおりです。



* 図中において黒線は本町実績、赤線は類似都市の平均的な値(50.0)です。

平均値が示す正五角形より、面積が大きく整った図形が形成されるほど、優れたごみ処理が行われていることを示しています。

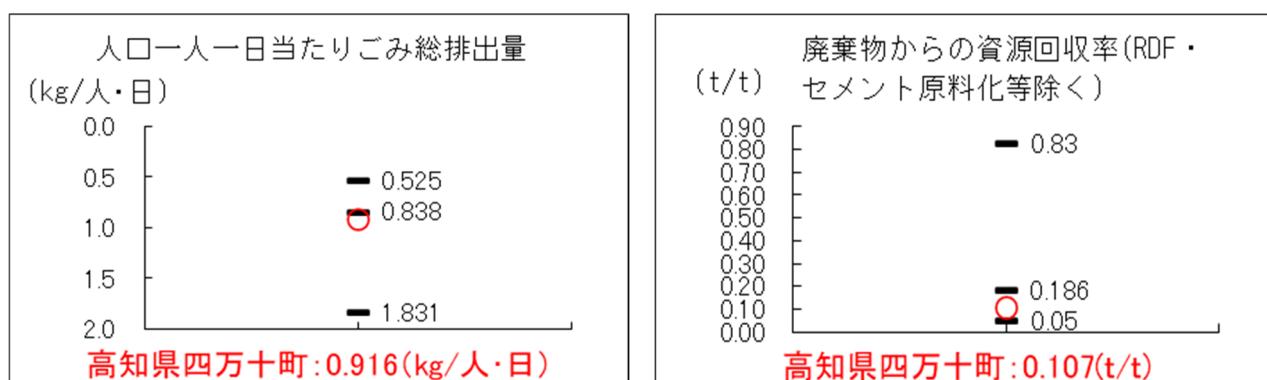


図3-10-1 システムの分析結果(偏差値指標)

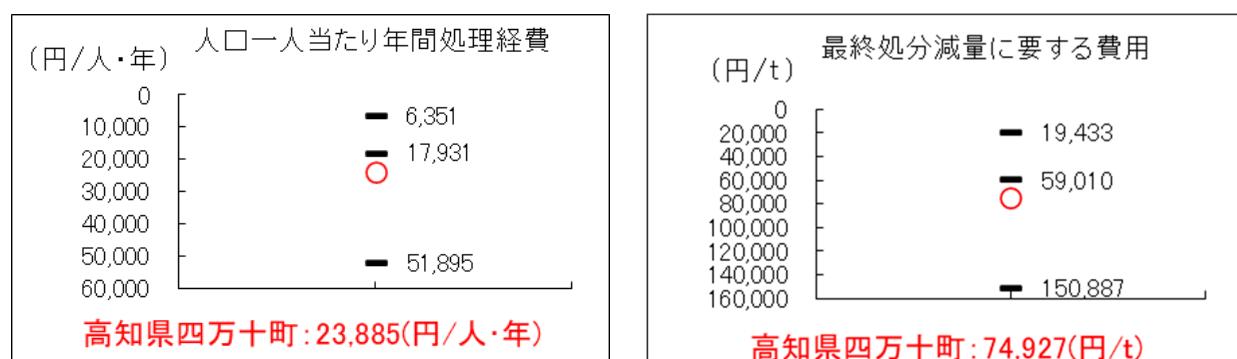


図3-10-2 システムの分析結果(偏差値指数)

4. 分析結果の評価

類似都市の平均と比較すると、「廃棄物のうち最終処分される割合」は少なくなっていますが、「1人1日当たりごみ総排出量」、「1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は多く、「廃棄物からの資源回収率」は低くなっています。

そのため、類似都市との比較から「1人1日当たりごみ総排出量」や「廃棄物からの資源回収率」、「ごみ処理に要する経費」への対策を講じる必要があると考えられます。

第7節 課題整理

1 本町における課題

本町における課題を以下に示します。

（1）ごみの減量化に関する課題

1) 燃やせるごみ

本町における生活系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、令和6年度で741.5 1g/人・日であり、全国平均の592.47g/人・日（令和5年度）、高知県の656.66 g/人・日（令和5年度）と比較しても高い状況となっています。

本町で排出されるごみの約90%は焼却処理を行っていますが、その内の約95%は水分を含んだ燃えるごみです。生活系の燃えるごみは「紙・布類」、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の順に多く含まれています。

今後、紙類等の削減を効果的に進めるには、ごみの減量化や分別収集の徹底に取り組む必要があります。

2) 燃やせるごみに含まれる手付かず食品

環境省発行の環境白書（令和6年版）においては、一般廃棄物として廃棄された食品を「食品ロス」として問題提起しており、令和3年度には、食品関連事業者や家庭から523万tの食品が廃棄され、約半分は一般家庭からとされています。

このような状況は本町においても例外ではなく、家庭や事業所での食べ残しや廃棄の削減に取り組む必要があります。

（2）ごみの資源化に関する課題

本町のリサイクル率は、17.2%（令和6年度）であり、国の19.5%（令和5年度）、高知県の19.6%（令和5年度）と比較すると低く、資源化率（リサイクル率）を高める余地があると考えられます。

また、焼却処理を行っている燃えるごみから、再生利用が可能なものを資源ごみとして回収するためにも、分別方法や回収方法等について検討を行い、資源化に対する住民意識の高揚を図ることで、適正回収及び分別排出の徹底を図っていく必要があります。

（3）ごみ処理施設に関する課題

クリーンセンター銀河は平成15年2月の供用開始以降22年経過しており、老朽化が著しい状況です。今後も稼働を維持していくためには維持管理に要する費用等が増大することが見込まれると同時に、施設機能面で、環境保全や処理能力等が社会状況の変化に応えられなくなっていくことも懸念されていることから、安定的なごみ処理を実現するために、特に老朽化が著しいごみ焼却施設を令和8年度から令和10年度にかけて、大規模改修工事を行います。

（4）広域ごみ処理に関する課題

将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築していくため、「高知県ごみ処理広域化計画」に基づき関係機関とともに継続して検討を行っていく必要があ

ります。

（5）災害廃棄物に関する課題

地震や集中豪雨等の災害で発生する災害廃棄物の処理について、「四万十町地域防災計画」に基づき、県や庁内関係各課、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体と連携し、災害廃棄物対策を行う必要があります。

（6）最終処分に関する課題

クリーンセンター銀河（浸出水処理施設・埋立貯留施設）は埋立開始後22年が経過し、残余容量がひっ迫しています。今後、本町が進めるごみ減量化および再資源化に向けた住民、事業所の方々へのご理解やご協力により、最終処分量のさらなる削減に努めていく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本的事項

1. 基本理念

国では、これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動により形成されていた大量廃棄型の社会から環境負荷が少ない「循環型社会」を形成することをめざしています。

このため、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和6年8月2日に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成に向けた取り組みについて、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、以下に掲げる重要な方向性を示しています。

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

県では、令和3年3月に策定された「第5期高知県廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、県民、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれ役割に応じて行動することで循環型社会の構築をめざしており、以下に掲げる基本方針に従い各種施策を実施しています。

- ①3Rの促進
- ②適正処理の推進
- ③災害廃棄物処理体制の構築
- ④環境に対する意識の醸成

一方、本町では、平成29年度からの10年間を計画期間とする『第2次四万十町総合振興計画一改訂版一』（令和4年3月改定）において、まちの将来像である【山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町】の実現に向け、3つの基本方針のひとつに「日本が誇る四万十川流域の環境づくり～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～」を掲げ、この政策の下、位置づけた「自然環境の保全」、「脱炭素・循環型社会の推進」といった施策目標に沿った取り組みを進めています。

こうした町上位計画等との整合性も踏まえ、本計画は、安全・安心で快適に暮らせる暮らしを次世代へ引き継ぐために、地域全体で循環型社会の実現をめざすことを基本理念とします。

行政・住民・事業者・関係団体がそれぞれの役割を主体的に果たしながら、相互の協力体制を構築し、地域に根ざした資源循環の取り組みを進めます。

循環型社会形成推進基本法で示される優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）に基づき、まずはごみの発生を抑えるライフスタイルへの転換を促し、再利用・再資源化を積極的に進めます。そのうえで、やむを得ず発生したごみについては、環境負荷を最小化する適正処理を計画的に実施し、最終処分量の削減と環境保全に努めます。

さらに、不法投棄防止や災害廃棄物対策を含め、平常時からのルールづくり・連携強化・備えを進めることで、地域の安全性と信頼性を高めます。

これらの取り組みを総合的に推進することで、誰もが安心して暮らし続けられる、持続可能な資源循環型社会を地域みんなで創り上げていきます。

＜基本理念＞

地域が連携して未来へつなぐ、持続可能な資源循環型社会の実現

2. 基本方針

本町におけるごみ処理基本計画の基本方針は次のとおりです。

基本方針1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進【発生段階】

大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ることで、持続可能な資源循環型社会の構築をめざします。

また、可能な限り、地域での資源循環を推進するとともに、海洋汚染や生態系への影響など、環境保全も踏まえた3Rの推進を図ります。

基本方針2 再利用・再資源化の推進【排出段階】

行政・住民・事業者・関係団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互協力による関係性を構築していくことでそれが持つ知識や経験を最大限に共有・活用し、さらなる資源循環が広がるよう努めます。

基本方針3 ごみの適正処理の推進【処理段階】

ごみの適正処理及び再資源化を将来にわたり安定して推進していくため、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。

また、ごみの発生抑制及び中間処理での再資源化・減量化・減容化により、最終処分量の削減及び最終処分場の残余容量の確保に努めます。

基本方針4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

不法投棄の未然防止により、まちの美化を図るため、定期的な巡回活動や関係機関との連携強化及び看板設置等による啓発活動を実施します。

また、大規模災害発生時に備えた取り組みとして「四万十町地域防災計画」に沿って、平時から災害時における適正処理実施への備えを推進します。

第2節 将来人口の推計

将来人口の推計については、平成27年11月に策定した『四万十町人口ビジョン』が示す将来人口（令和7年度、令和12年度、令和17年度、令和22年度）を用いました。設定年度以外の年度については、直線補間を行いました。本町における将来人口の推計は次のとおりです。

表4-1 将来人口の推計

年 度		本計画の将来人口 (人)	人口ビジョン目標値 (人)
実 績	令和2年度(2020)	16,295	-
	令和3年度(2021)	15,933	-
	令和4年度(2022)	15,602	-
	令和5年度(2023)	15,202	-
	令和6年度(2024)	14,762	-
	令和7年度(2025)	14,469	14,469
	令和8年度(2026)	14,250	-
	令和9年度(2027)	14,031	-
	令和10年度(2028)	13,812	-
	令和11年度(2029)	13,593	-
	令和12年度(2030)	13,372	13,372
	令和13年度(2031)	13,180	-
	令和14年度(2032)	12,988	-
	令和15年度(2033)	12,796	-
	令和16年度(2034)	12,604	-
	令和17年度(2035)	12,410	12,410
	令和18年度(2036)	12,237	-
	令和19年度(2037)	12,064	-
	令和20年度(2038)	11,891	-
	令和21年度(2039)	11,718	-
	令和22年度(2040)	11,545	11,545

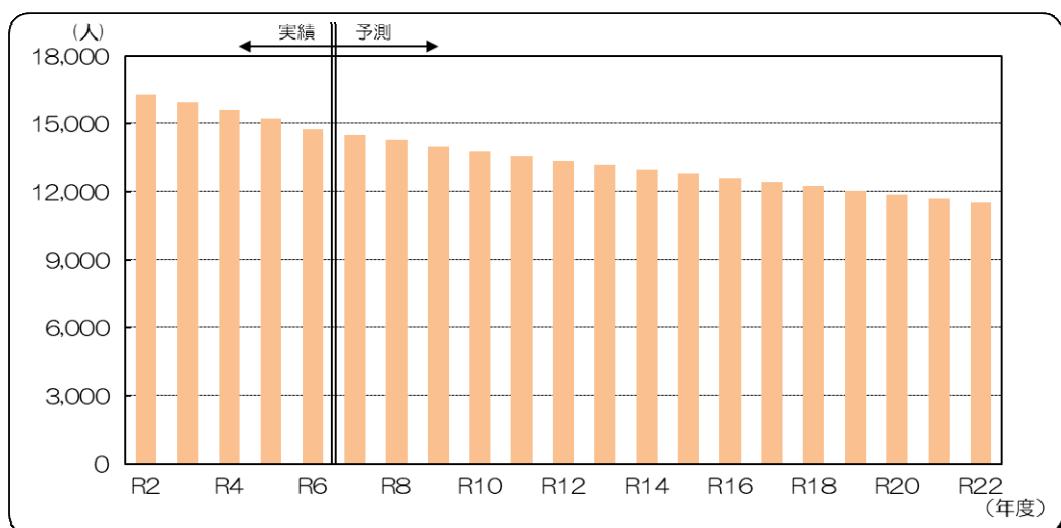


図4-1 将来人口の推計

第3節 ごみ排出量の予測

1. 予測手法

過去5年間における1人1日当たりのごみ排出量の実績値をごみ種類別に予測式（トレンド法）*に当てはめ、求めた1人1日当たりのごみ排出量の推計値に将来人口の推計値を乗じることで、将来におけるごみ排出量の推計値をごみ種類ごとに算出しました。

また、将来の資源化量及び最終処分量については、過去5年間、もしくは、近年の実績値を踏まえた算出を行いました。

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は次のとおりです。

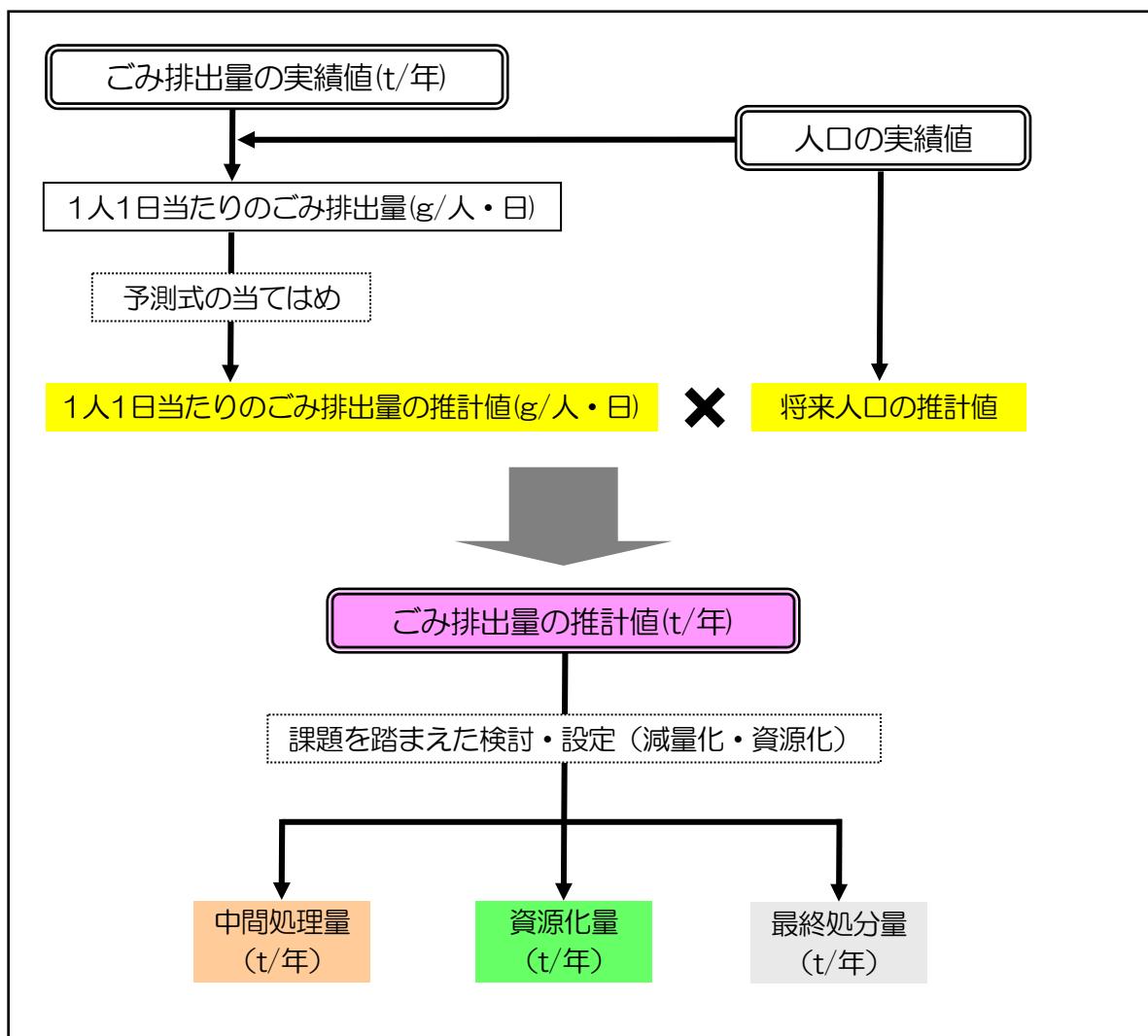


図4-2 将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法

*トレンド法

トレンド法とは、過去の実績値の増減の傾向を基に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線で推計するものです。なお、推計値が他の事例や過去の実績等と比較し、過大・過小となりないよう、適切な方法を選択します。

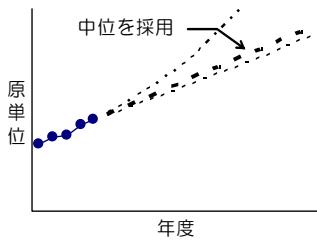
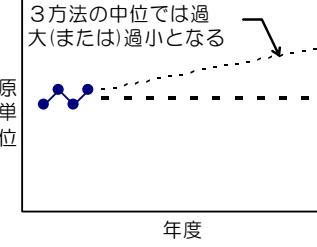
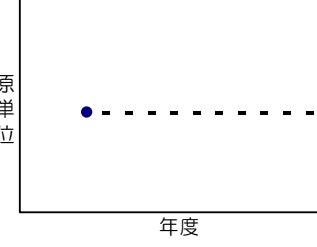
2. 予測式の概要

トレンド法によるごみ排出量の推計方法については、「ごみ処理施設構造指針解説」((公社)全国都市清掃会議)に示される方法を参考に行いました。

ここでは、基本的には5つのトレンド法(一次傾向線、二次傾向線、一次指數曲線、べき曲線、ロジスティック曲線)を用い、最適な方法を採用するものとしました。

予測については、過大・過小な推計を防ぐために、目標年次である令和22（2040）年度において、5方法のうちの中位を示す推計式を採用するものとしました。ただし、5方法の中位を採用することが適当でないと判断される場合は、平均や指定年、補正式を用いるものとしました。推計式の考え方を下表に示します。

表4-2 予測式の概要

推計方法	考え方
5 方法 の 中 位 （一次 傾 向 線 二 次 傾 向 線 一 次 指 數 曲 線 べき 曲 線 ロジスティック曲線）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと判断できると考えられる場合に採用。 ○ 過大、過小とならないように、5方法で推計した結果が計画目標年次において中位を示す推計式を採用。 
平 均	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横ばい傾向を示すが、増減を繰り返しているような傾向を示し、3方法の中位等では実績値を反映して推計できないと判断できる場合に採用。 
指 定 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の実績値がない、あるいは将来的な推計において参考とならない場合等に採用。 

3. 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推計値

実績が増加傾向を示しているごみについては、ごみの種類ごとに最新年度における1人1日当たりの排出量が継続するものとしました。

ただし、生活系可燃ごみ（持込ごみ）については、実績が増減を繰り返しているため過去5年間の平均値を採用しました。

1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は次のとおりです。

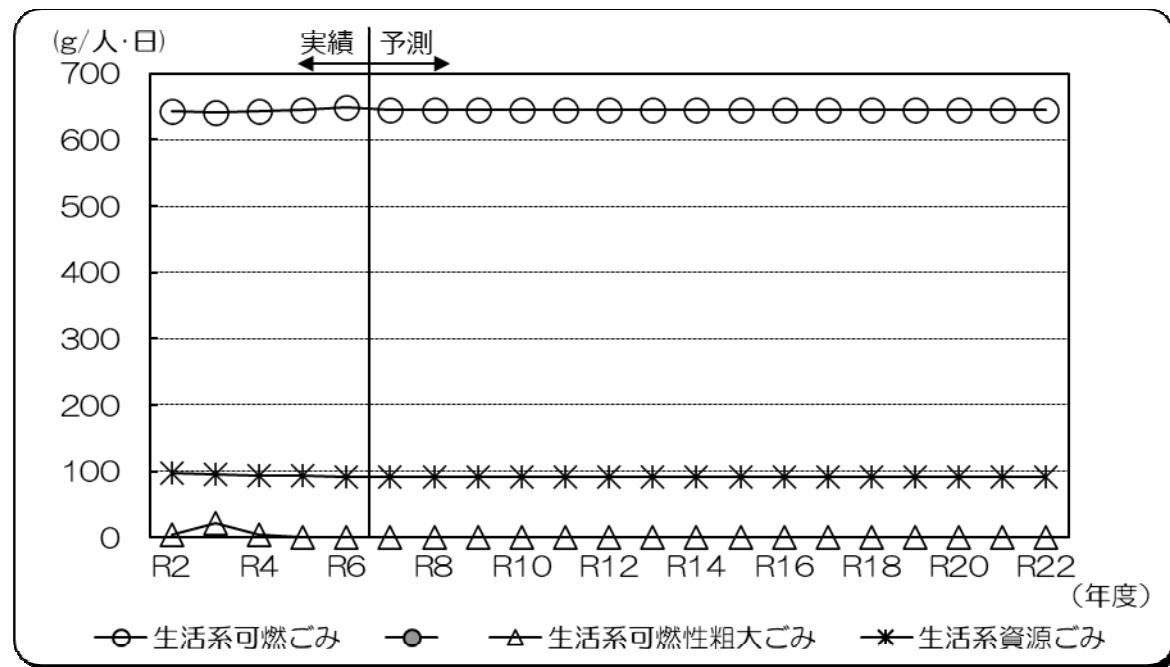


図4-3 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推計値

表4-3 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推計値

項目	年 度	実績		予測	
		令和6年度 (2024)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
人口	(人)	14,762	13,372	12,410	11,545
生活系可燃ごみ	(g/人・日)	649.14	645.61	645.61	645.61
収集ごみ	(g/人・日)	579.83	579.83	579.83	579.83
持込ごみ	(g/人・日)	69.31	65.78	65.78	65.78
生活系可燃性粗大ごみ	(g/人・日)	0.95	0.95	0.95	0.95
生活系資源ごみ	(g/人・日)	91.41	91.41	91.41	91.41
金属類	(g/人・日)	14.49	14.49	14.49	14.49
ビン・ガラス・蛍光灯・電球・電池	(g/人・日)	39.51	39.51	39.51	39.51
紙類・ペットボトル・衣類	(g/人・日)	37.40	37.40	37.40	37.40
合 計	(g/人・日)	741.51	737.97	737.97	737.97
合 計 (資源ごみを除く)	(g/人・日)	650.10	646.56	646.56	646.56

* 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

4. ごみ排出量の推計値

実績が増加傾向を示しているごみについては、ごみの種類ごとに最新年度における1人1日当たりの排出量が継続するものとしました。

ただし、不燃粗大ごみ（持込ごみ）については、実績が増減を繰り返しているため過去5年間の平均値を採用しました。また、事業系ごみの持込ごみについては、実績が減少傾向にあるため、減少度合いを確認するために推計式による予測結果を採用しました。

なお、生活排水の予測値を参考に、し渣、沈査、脱水汚泥量を加えました。

本町におけるごみ排出量の推計値は次のとおりです。

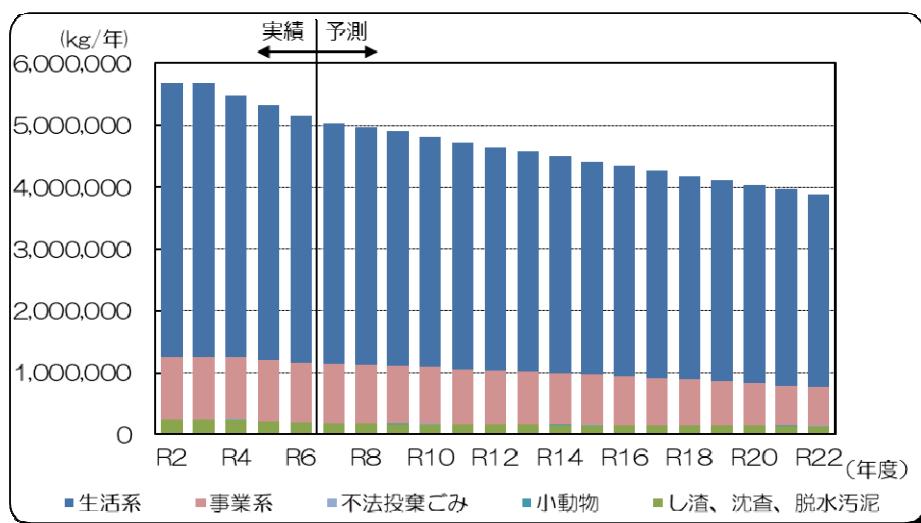


図4-4 ごみ排出量の推計値

表4-4 ごみ排出量の推計値

項目	年 度	実績		予測	
		令和6年度 (2024)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
人口	(人)	14,762	13,372	12,410	11,545
可燃ごみ	(kg/year)	4,444,240	4,015,870	3,686,832	3,342,434
生活系	(kg/year)	3,497,670	3,151,071	2,932,391	2,720,544
収集ごみ	(kg/year)	3,124,200	2,830,023	2,633,623	2,443,360
持込ごみ	(kg/year)	373,470	321,048	298,768	277,184
事業系	(kg/year)	946,570	864,799	754,441	621,890
収集ごみ	(kg/year)	845,498	776,689	677,574	558,528
持込ごみ	(kg/year)	101,072	88,110	76,867	63,362
可燃性粗大ごみ	(kg/year)	6,530	5,906	5,496	5,099
生活系	(kg/year)	5,139	4,634	4,371	4,150
事業系	(kg/year)	1,391	1,272	1,125	949
不燃性粗大ごみ	(kg/year)	0	512	477	442
生活系資源ごみ	(kg/year)	492,530	446,616	415,621	385,595
金属類	(kg/year)	78,100	70,723	65,814	61,060
ビン・ガラス・蛍光灯・電球・電池	(kg/year)	212,900	192,840	179,457	166,492
紙類・ペットボトル・衣類	(kg/year)	201,530	182,541	169,873	157,601
事業系資源ごみ	(kg/year)	370	370	370	370
不法投棄ごみ	(kg/year)	4,570	4,570	4,570	4,570
小動物	(kg/year)	1,660	1,660	1,660	1,660
し渣、沈査、脱水汚泥	(kg/year)	204,210	168,247	154,916	143,518
合 計	(kg/year)	5,154,110	4,643,239	4,269,465	3,883,246

第4節 減量化及び資源化目標

1. 目標設定にあたって

目標値については、近年における本町のごみ処理実績を基本に、国的基本方針や県の廃棄物処理計画を参考に設定することとします。

関連する計画等の目標値を次に示します。

表4-5 関連計画における目標値

	基準年度と目標年度		一般廃棄物排出量	最終処分量	1人1日当たりの生活系ごみ排出量(資源ごみを除く)	資源化率
	基準	令和4年度(2022)	40,344,086 t	3,374,506 t	約496 g/人・日	19.6%
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (令和7年2月18日)	目標	令和12年度(2030)	約9%削減	約5%削減	約478 g/人・日 (約3.6%削減)	約26% (約32.7%増)
	基準	平成30年度(2018)	254,000 t	12,000 t	599 g/人・日	20.7%
第5期 高知県廃棄物処理計画 (令和3年3月)	目標	令和7年度(2025)	231,000 t (約9.1%削減)	10,000 t (約16.6%削減)	537 g/人・日 (約10.3%削減)	25% (約20.8%増)

本町の推計結果によると、人口減少によってごみ排出量や最終処分量は減少傾向を示す一方で、1人1日当たりの生活系ごみ排出量(資源ごみを除く)は現状と同程度にとどまることが推測されています。また資源化率(リサイクル率)は、増加傾向を示す一方で、関連計画における目標値は大きく下回ることが推測されます。このことは、発生・排出段階における抑制対策及び分別等によって、1人1日当たりのごみ排出量及び資源物の回収量の向上を図る対策が不可欠であることを意味しています。

国の基本方針及び県の廃棄物処理計画と本町の予測値との比較を次に示します。

表4-6 国の基本方針における目標値と本町の予測値との比較

		一般廃棄物排出量	最終処分量	1人1日当たりの生活系ごみ排出量(資源ごみを除く)	資源化率
【基準】 令和4年度 (2022)	国の基本方針	40,344,086 t	3,374,506 t	約496 g/人・日	19.6%
	本町の実績	5,235 t	351 t	647 g/人・日	17.0%
【目標】 令和12年度 (2030)	国の基本方針	約9%削減	約5%削減	約478 g/人・日 (約3.6%減)	約26% (約32.7%増)
	本町の推計値	4,469 t (約14.6%削減)	324 t (約7.7%削減)	647 g/人・日 (増減なし)	17.3% (約1.8%増)

*本町の実績及び予測値は四捨五入している。

表4-7 県の廃棄物処理計画における目標値と本町の予測値との比較

		一般廃棄物 排出量	最終処分量	1人1日当たりの生活 系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	資源化率
【基準】 平成30年度 (2018)	県の 廃棄物処理計画	254,000 t	12,000 t	599 g/人・日	20.7%
	本町の実績	5,588 t	677 t	694 g/人・日	11.7%
【目標】 令和7年度 (2025)	県の 廃棄物処理計画	231,000 t (約9.1%削減)	10,000 t (約16.6%削減)	537 g/人・日 (約10.3%削減)	25% (約20.8%増)
	本町の推計値	4,840 t (約13.4%削減)	351 t (約47.7%削減)	647 g/人・日 (約7.6%削減)	17.2% (約47.0%増)

*本町の実績及び予測値は四捨五入している。

したがって、本計画では、優先的にごみの排出抑制に努め、再利用・再資源化を推進することで、1人1日当たりの排出量の削減を図り、環境負荷の低減に根ざした循環型社会構築の観点から、以下の主要な2つの目標値を設定しました。

目標

【1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）】

目標年度（令和22（2040）年度）における1人1日当たりの生活系ごみ排出量を「580g/人・日」とする。

【資源化率（リサイクル率）】

目標年度（令和22（2040）年度）における資源化率（リサイクル率）を「23.1%以上」とする。

2. 目標達成に向けた排出抑制及び資源化の設定

目標を達成するために必要な取り組みについて、以下に示します。

減量化のための目標値設定

国の基本方針の目標値を参考に、令和 12 (2030) 年度時点で、「1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）」が、624 g 以下（R4 年度比で 3.6% 以上削減）になるように、生活系可燃ごみ*の 1 人 1 日当たりの排出量を目標年度（令和 22 (2040) 年度）において 580g/人・日 とする。

* 生活系可燃ごみと生活系粗大ごみの合計を示す。

資源化率（リサイクル率）向上のための目標値設定

国の基本方針の目標値を参考に、令和 22 (2040) 年度時点で、「リサイクル率」が、23.1% 以上（R4 年度比 32.7% 以上増加）になるように、生活系資源ごみ*の 1 人 1 日当たりの排出量を目標年度（令和 22 (2040) 年度）において 141g/人・日 とする。

* 金属類、ビン・ガラス・蛍光灯・電球・電池、紙類・ペットボトル・衣類、不燃粗大の合計を示す。

目標値設定の詳細は、下記の表 4-8 「減量化・資源化（リサイクル化）向上のための目標値設定」（試算）において示します。

表4-8-1 減量化の目標値設定（試算）

ごみ種類	取り組み	令和22年度 削減効果 (対予測値)	算出根拠
生活系可燃ごみ	発生抑制	約 10g/人・日	<ul style="list-style-type: none"> 買い物袋・包装材、使い捨て容器の持ち帰り量削減（マイボトル・マイ容器）：5g 食品ロスの購入段階での抑制（買いすぎ防止）：5g
	生ごみ削減	約 10g/人・日	<ul style="list-style-type: none"> 水切りの徹底：4g 食べ残し・調理残渣の低減（使い切り、食べ切り）：3g 堆肥化等の導入：3g
	紙ごみの分別促進	約 50g/人・日	<ul style="list-style-type: none"> 雑紙（ティッシュ箱、紙袋、包装紙など）の分別徹底：30g 新聞・雑誌・チラシ類の適正排出：10g シュレッダー紙など小さな紙の分別：10g
		約 70g/人・日	（令和 22 年度における生活系ごみ（資源ごみを除く）を約 580g とする）

*各ごみ種類の削減効果はあくまで目安であるが、本計画の目標数値の効果として設定した。

表4-8-2 資源化の目標値設定（試算）

ごみ種類	取り組み	令和22年度 増加効果 (対予測値)	算出根拠
生活系可燃ごみ ↓ 生活系資源ごみ (紙類)	紙ごみの分別促進	約 50g/人・日	<ul style="list-style-type: none"> 雑紙（ティッシュ箱、紙袋、包装紙など）の分別徹底：30g 新聞・雑誌・チラシ類の適正排出：10g シュレッダー紙など小さな紙の分別：10g

*各ごみ種類の削減効果はあくまで目安であるが、本計画の目標数値の効果として設定した。

表4-8-3 減量化による目標年度の目標値（まとめ）

ごみ種類	R6 実績値	R22 目標値	算出根拠 (R6 実績値 - 削減効果)
生活系可燃ごみ	650 g/人・日	580 g/人・日	650 - <u>70</u> = 580

表4-8-4 資源化による目標年度の目標値（まとめ）

ごみ種類	R6 実績値	R22 目標値	算出根拠 (R6 実績値 + 増加効果)
生活系資源ごみ	91 g/人・日	141 g/人・日	91 + <u>50</u> = 141

3. 目標値の設定

本計画において主要な目標値として掲げる項目は、1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）及び資源化率（リサイクル率）とします。

表4-9 目標値の設定

	基準年度 令和6年度 (2024)	中間目標年度 令和12年度 (2030)	増減比較	目標年度 令和22年度 (2040)	増減比較
	①	②	③ (①-②)	④	⑤ (①-④)
	実績値	目標値	増減	目標値	増減
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	650g/人・日	624g/人・日	27g/人・日 減少	580 g/人・日	70 g/人・日 減少
資源化率 (リサイクル率)	17.2%	19.3 %	2.1ポイント 増加	23.1 %	5.9ポイント 増加

4. 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標値

1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標値は次のとおりです。

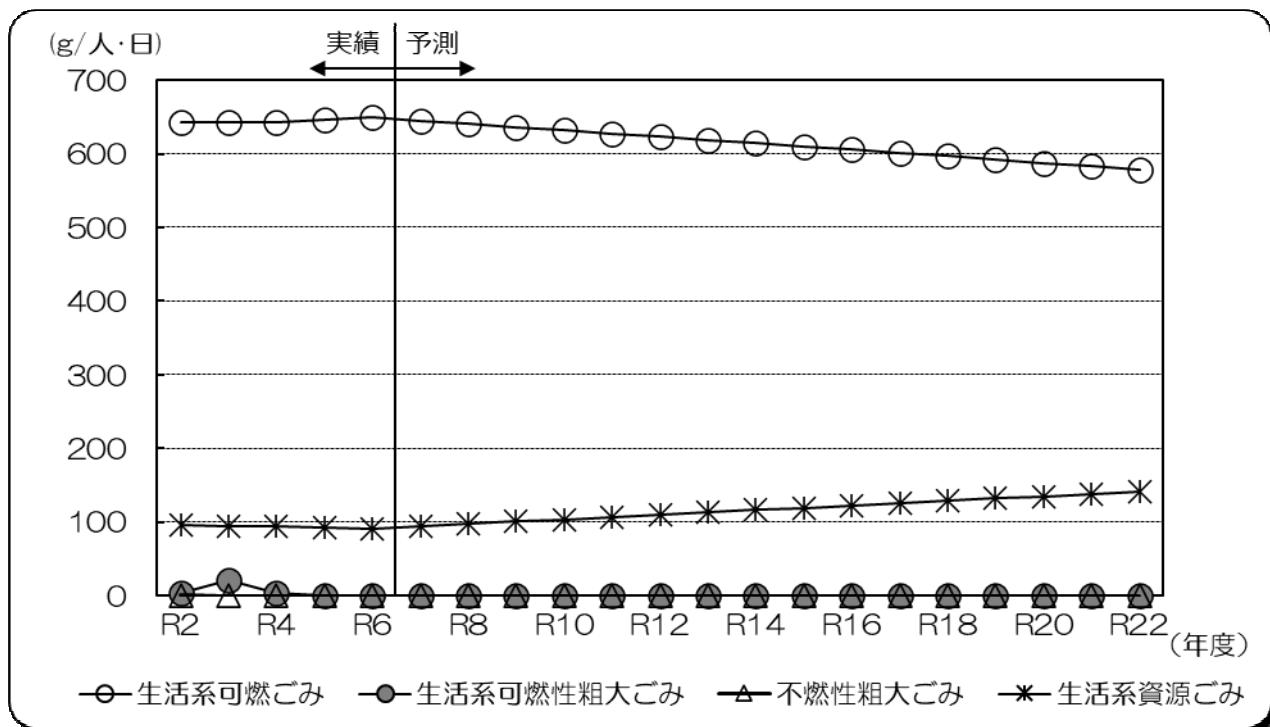


図4-5 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標値

表4-10 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標値

項目	年 度	実績	予測		
		令和6年度 (2024)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
人口	(人)	14,762	13,372	12,410	11,545
生活系可燃ごみ	(g/人・日)	649.14	622.86	600.96	579.14
収集ごみ	(g/人・日)	579.83	557.33	538.58	519.83
持込ごみ	(g/人・日)	69.31	65.53	62.38	59.31
生活系可燃性粗大ごみ	(g/人・日)	0.95	0.95	0.95	0.95
不燃性粗大ごみ	(g/人・日)	0.00	0.11	0.11	0.11
生活系資源ごみ	(g/人・日)	91.41	110.18	125.83	141.40
金属類	(g/人・日)	14.49	14.49	14.49	14.49
ピン・ガラス・蛍光灯・電球・電池	(g/人・日)	39.51	39.51	39.51	39.51
紙類・ペットボトル・衣類	(g/人・日)	37.40	56.18	71.83	87.40
合 計	(g/人・日)	741.51	734.10	727.85	721.60
合 計 (資源ごみを除く)	(g/人・日)	650.10	623.92	602.02	580.20

5. ごみ排出量の目標値

ごみ排出量の目標値は次のとおりです。

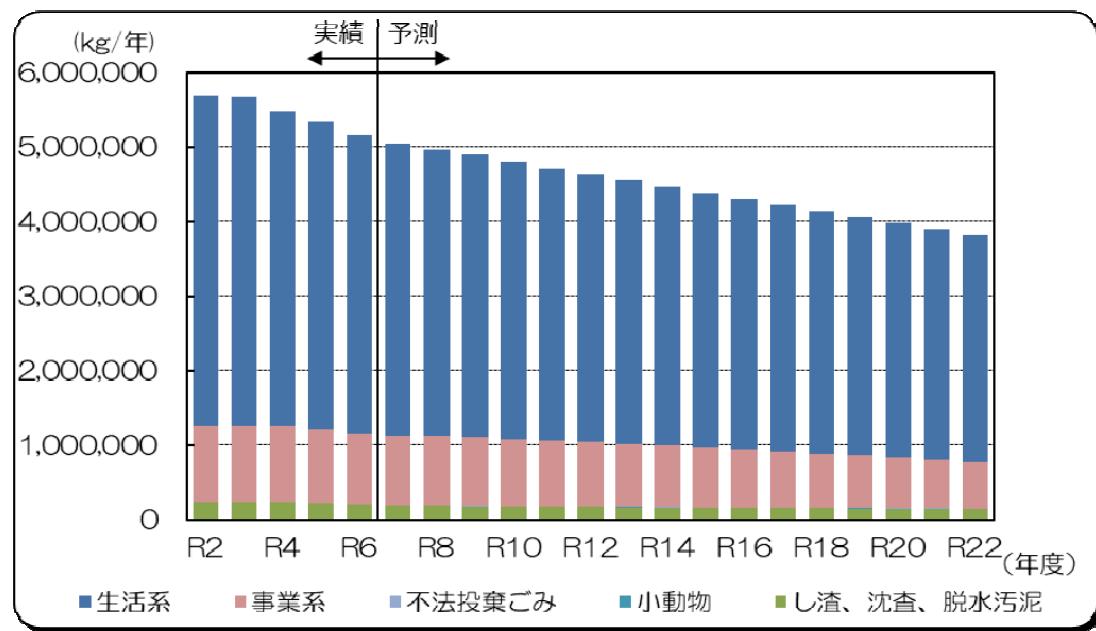


図4-6 ごみ排出量の目標値

表4-11 ごみ排出量の目標値

項目	年 度	実績	予測		
		令和6年度 (2024)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
人口	(人)	14,762	13,372	12,410	11,545
可燃ごみ	(kg/年)	4,444,240	3,904,842	3,484,038	3,062,343
生活系	(kg/年)	3,497,670	3,040,043	2,729,597	2,440,453
収集ごみ	(kg/年)	3,124,200	2,720,205	2,446,263	2,190,525
持込ごみ	(kg/年)	373,470	319,838	283,334	249,928
事業系	(kg/年)	946,570	864,799	754,441	621,890
収集ごみ	(kg/年)	845,498	776,689	677,574	558,528
持込ごみ	(kg/年)	101,072	88,110	76,867	63,362
可燃性粗大ごみ	(kg/年)	6,530	5,906	5,496	5,099
生活系	(kg/年)	5,139	4,471	4,069	3,723
事業系	(kg/年)	1,391	1,435	1,427	1,376
不燃性粗大ごみ	(kg/年)	0	512	477	442
生活系資源ごみ	(kg/年)	492,530	537,765	571,527	595,849
金属類	(kg/年)	78,100	70,723	65,814	61,060
ピン・ガラス・蛍光灯・電球・電池	(kg/年)	212,900	192,840	179,457	166,492
紙類・ペットボトル・衣類	(kg/年)	201,530	274,202	326,256	368,297
事業系資源ごみ	(kg/年)	370	370	370	370
不法投棄ごみ	(kg/年)	4,570	4,570	4,570	4,570
小動物	(kg/年)	1,660	1,660	1,660	1,660
し渣、沈査、脱水汚泥	(kg/年)	204,210	168,247	154,916	143,518
合 計	(kg/年)	5,154,110	4,623,872	4,223,054	3,813,851

第5節 施策の展開

1. 施策の体系図

本町における施策の体系図は次のとおりです。

＜基本理念＞

地域が連携して未来へつなぐ、持続可能な資源循環型社会の実現

基本方針1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進【発生段階】

- (1) 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み
- (2) 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み
- (3) 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み
- (4) 環境教育・環境学習の充実

基本方針2 再利用・再資源化の推進【排出段階】

- (1) 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み
- (2) 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み
- (3) 分別収集の拡充に向けた取り組み
- (4) 資源ごみ回収強化に向けた取り組み
- (5) 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み
- (6) イベント等による普及・啓発活動の推進
- (7) その他の取り組み

基本方針3 ごみの適正処理の推進【処理段階】

- (1) 収集・運搬体制の充実
- (2) 中間処理施設の管理・運営
- (3) 最終処分場の管理・運営
- (4) その他の取り組み

基本方針4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

- (1) 不法投棄防止対策の推進
- (2) 災害廃棄物対策の推進

2. 施策の取り組み内容

本町における施策の取り組み内容は次のとおりです。

（1）ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進【発生段階】

1) 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み

①広報など、既存の広報媒体を用いた啓発・情報提供【行政】

- ・広報及びホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、生活系ごみの発生抑制に向けた啓発・情報提供を行います。

②食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の解消【住民】【事業者】【行政】

- ・「もったいない」を意識した行動に取り組むことで、家庭や事業所等における食品ロス（消費期限が切れた手付かず食品や食品の食べ残し等の廃棄）を減らすとともに、量販店における取り組みについての情報提供に努めます。
- ・手付かず食品等の提供可能な商品は、イベント開催等を通じたフードバンク等の取り組みを検討します。

③耐久消費財等の長期使用の実施【住民】【事業者】

- ・電化製品や家具、自動車等の耐久消費財は、出来る限り長期使用に努めます。
- ・耐久性が高く、修理や再生が可能であり、長期にわたり使用ができる製品の製造、販売に努めます。

④環境に配慮した行動の推進【住民】

- ・必要なものを必要量だけ購入し、繰り返し使用できる（リターナブル）製品等を優先して選択します。
- ・エコバッグを持参し、レジでは不必要的物（レジ袋、使い捨ての割り箸・スプーン等）をもらわないように努めます。

⑤リサイクルショップ等の活用【住民】

- ・使用頻度が少ないものについては、できるだけレンタル品を使用します。
- ・廃棄する前に、リサイクルショップやフリーマーケット等が活用できないか検討します。
- ・店頭で資源ごみの回収や簡易包装の推進を実施しているエコショップ等の活用に努めます。

2) 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み

①エコバッグ運動の推進による過剰包装の抑制【住民】【行政】

- ・買い物の際にはエコバッグ持参を推進し、レジ袋削減及び過剰包装の抑制を図ります。

②簡易包装等の推進【住民】【事業者】

- ・環境配慮型の販売店の選択やレジ袋等を断ることで、環境にやさしい製品の製造や包装の簡素化等を促します。
- ・詰め替え商品や量り売り商品等を取り扱うことで、環境にやさしい買い物を薦めます。

③繰り返し使用できる（リターナブル）製品等の積極的な購入【住民】

- 使い捨て製品の購入を見直し、繰り返し使用できる容器や再生資源を原材料として使用した製品を積極的に購入します。

3) 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み

①事業系ごみについての指導等【事業者】 【行政】

- 事業系ごみの家庭系ごみへの混入禁止や適正処理について指導等を実施するため、手引きやリーフレットの作成を検討し、減量化・再資源化も含めた情報提供・啓発を行います。
- 資源物の混入が多い事業者に対しては、適正処理の指導等を実施します。

②事業系ごみの排出実態の把握【事業者】 【行政】

- 多量排出事業者からのごみ排出の実態把握とごみの減量及びリサイクル等に関する指導等を実施します。

③事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進【住民】 【事業者】 【行政】

- 食品の製造・加工・販売業者、収集・運搬業者、栽培農家及び消費者等において、生ごみの発生抑制・減量を推進します。

④食品ロス削減の推進【事業者】 【行政】

- 飲食店による「3010（さんまるいちまる）運動」の推進により、生ごみの発生抑制に向けた啓発など、関係者の理解を得つつ、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

4) 環境教育・環境学習の充実

①ごみ処理施設見学会や学習会等の実施【住民】 【行政】

- 学校や地域団体のごみ処理施設見学会や学習会の実施を通して、ごみの正しい分別や出し方、排出状況等に関するごみ問題の現状について理解、認識を深めてもらうよう努めます。
- 団体等に対し、要望に応じた施設見学会を開催し、ごみの減量化やリサイクルに関する情報提供を行います。

②環境教育の推進【行政】

- 映像や副読本等の活用などにより、環境教育の推進に取り組みます。

③出前講座の開催【住民】 【事業者】 【行政】

- 住民や教育現場からの要望に応じ、県とも連携した、ごみや食品ロス等に関する出前講座の開催などの検討を行います。

（2）再利用・再資源化の推進【排出段階】

1) 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み

①環境関連情報の発信による意識啓発【住民】【事業者】【行政】

- ・広報及びホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、ごみ分別などの情報提供により、3R推進の意識啓発に努めます。

②パンフレット（「正しいごみの出し方」）の作成（見直し）【行政】

- ・ごみの分け方・出し方の周知徹底を図るため、必要に応じた見直しを行います。

2) 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み

①生ごみ水切りの推進【住民】【事業者】【行政】

- ・広報及びホームページ、ケーブルテレビ等による生ごみの水切りに関する情報提供により、ごみの減量化を進めます。

②手付かず食品・食べ残しの縮減の推進【住民】【事業者】【行政】

- ・食品ロスの削減に向け、必要量の購入や食べ残しをしないよう努めます。
- ・広報及びホームページ、ケーブルテレビ等を活用した食品ロスに関する情報提供を行います。

③エコクッキングの推進【住民】【事業者】【行政】

- ・環境に配慮した「買い物（食材調達）」、「料理」及び「片づけ」を行うエコクッキングに努めます。
- ・家庭や事業所における取り組みが進むよう、ホームページ等を活用したエコクッキングに関する情報提供を行います。

④生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機等の普及【住民】【事業者】【行政】

- ・生ごみ（ちゅう芥類）の堆肥化や減容化が図れる生ごみ処理機等により、生ごみの減容化に努めます。
- ・家庭から排出される生ごみ（ちゅう芥類）の減量化を図るため、「四万十町生ごみ処理容器等購入設置事業費補助金」を継続します。
- ・家庭や事業所において取り組みが進むよう、広報及びホームページ、ケーブルテレビ等を活用した生ごみの堆肥化に関する情報提供を行います。

3) 分別収集の拡充に向けた取り組み

①ごみの分別の徹底【住民】【事業者】【行政】

- ・ごみの減量・資源化を図るため、紙類等の適正な分別排出に努めます。
- ・容器包装廃棄物が、分別の区分と分別の基準にしたがって適正に排出されるように、地域と協力して啓発に取り組みます。
- ・家庭や事業所での取り組みが進むよう、広報及びホームページ、ケーブルテレビ等を活用したごみの分別に関する情報提供を行います。

②分別品目の変更についての検討【行政】

- ・リサイクル関連法の制定等にあわせ、調査・計画を行うことで、本町の地域特性に適合する分別品目を検討します。

③廃棄物処理施設における監視・指導の実施【行政】

- ・ごみの減量化やリサイクルを推進するため、廃棄物処理施設における監視・指導を実施します。

4) 資源ごみ回収強化に向けた取り組み

①店頭回収の拡充【住民】【事業者】【行政】

- ・県の認定工コショップ制度の活用により、店頭で資源ごみの回収や簡易包装の推進を実施している店舗の拡大を図ります。
- ・量販店等が中心となり、食品トレイや牛乳パック等の店頭回収に積極的に取り組みます。
- ・住民、事業者等の参画が進むよう、店頭回収を行っている量販店等に関する情報提供を行います。

②資源ごみ回収品目の拡大についての検討【行政】

- ・本町における資源循環を推進するため、資源ごみとして回収する品目（廃油等）の拡大について検討します。

5) 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み

①事業所等への助言・指導の実施【事業者】【行政】

- ・ごみの適正排出に向けた事業所等への助言・指導を実施します。

②廃棄物処理施設における監視・指導の実施【事業者】【行政】

- ・事業所等においてごみの適正排出が徹底されるよう、廃棄物処理施設搬入時の監視・指導を実施します。

③廃棄物処理手数料の適正化【行政】

- ・事業所等の動機付けとなるよう、近隣自治体等の状況等を勘案した廃棄物処理手数料の適宜見直しを行います。

6) イベント等による普及・啓発活動の推進

①各種イベントにおける啓発【住民】【事業者】【行政】

- ・各種イベントや人が集まる場などにおいて、住民や観光客への啓発によりごみの分別処理を徹底します。
- ・ごみを捨てるときに水をきる「水きり」、買った食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」の3つの「きり」を合言葉に、生ごみの減量に取り組む「3きり運動」の啓

発を実施します。

②エコバッグ運動の実施【行政】

- ・ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）や環境月間（6月）、3R推進月間（10月）において、エコバッグ運動の啓発を実施します。

7) その他の取り組み

①エコマーク商品（グリーン）購入の推進【住民】【事業者】【行政】

- ・家庭や事業所等において、製品を購入する際、環境への負荷が少ないものの購入を検討します。
- ・住民や事業者等に対する率先行動として、町ではエコマークを目安としたグリーン購入（調達）に努めます。

②エコグッズ等の使用拡大【住民】【事業者】【行政】

- ・繰り返し使用可能な商品（エコバッグ、マイボトル、マイ箸等）の使用に努めます。

③処理困難物の適正処理の推進【事業者】【行政】

- ・処理困難物（本町で処理できない一般廃棄物）は、引き取りができる製造元や販売店等を紹介・斡旋することで、適正処理を推進します。

*処理困難物とは消火器、タイヤ、ガスボンベ、ペンキ等のクリーンセンター銀河へ持ち込めないごみです。

（3）ごみの適正処理及び再資源化の推進【処理段階】

1) 収集・運搬体制の充実

①委託業者（民間）による生活系ごみの収集・運搬の継続【行政】

- ・生活系ごみの収集・運搬において、効率性及び経済性を確保するため、委託業者による収集・運搬を継続します。

②生活弱者に配慮した収集体制の構築【住民】【事業者】【行政】

- ・高齢者や障がい者などごみ出しが困難となった方に関して、地域、自治会及び福祉・医療機関等と連携を図ることで、生活弱者に配慮した収集体制の構築に努めます。

③効率的な収集体制等の確立【行政】

- ・効率的な収集体制、収集ルート等の確立により、安定した生活系ごみの収集に努めます。
- ・社会情勢やリサイクル関係法令及び広域ごみ処理協議の動向を踏まえつつ、分別品目の見直しや地域に適した収集システムの構築に努めます。

2) 中間処理施設の管理・運営

①中間処理における資源回収の推進【行政】

- クリーンセンター銀河に搬入された資源ごみ（金物類、ビン、ガラス・陶器類（からつ）、電池・体温計、蛍光灯・電球、紙類、ペットボトル、衣類）や粗大ごみについて、適切な選別により、リサイクル率の向上に努めます。

②廃棄物処理施設の適切な運用の推進【行政】

- 廃棄物処理施設については、適切な維持補修を行い、施設の長寿命化に努めます。
- 維持管理情報の公表により、住民の安心確保に努めます。

③資源化事業者（民間）の活用【事業者】【行政】

- 資源化事業者（民間）の活用により、処理体制の充実を図ります。

④事業系ごみ（一般廃棄物）に関する適正処理の推進【事業者】【行政】

- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の的確な区分に努め、事業系一般廃棄物については、適正処理を促します。

3) 最終処分場の管理・運営

①最終処分場の適正な運営【行政】

- ごみの発生抑制及び中間処理での再資源化・減量化・減容化により、最終処分量の削減及び最終処分場の残余容量の確保に努めます。
- 最終処分場については、適正な維持管理を行います。

4) その他の取り組み

①ごみ処理の広域化についての検討【行政】

- 将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築していくため、「高知県ごみ処理広域化計画」に基づき、県や高幡広域ブロックを構成する市町と検討を行います。

②小型家電製品の回収についての検討【行政】

- 小型家電リサイクル法施行を受け、近隣自治体等の動向や処理ルートの確保を踏まえながら、小型家電製品の回収についての検討を行います。

③脱炭素社会実現に向けた地球温暖化防止【行政】

- 「四万十町地球温暖化対策実行計画」に基づき、3Rの推進による焼却量を抑制し、ごみ処理による温室効果ガスの総排出量の削減を図ります。

④資源物の持ち去り禁止【行政】

- 新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止し、広報及びホームページ、ケーブルテレビ等による啓発に努めます。

（4）不法投棄対策及び災害廃棄物対策

1) 不法投棄の防止対策の推進

①不法投棄に対する監視活動の強化【住民】【事業者】【行政】

- ・関係機関への周知徹底により、事業者や住民からの通報体制の整備を図ります。
- ・不法投棄防止看板設置や警察等との連携を図り、巡回パトロールの実施により、不法投棄防止に努めます。

②不法投棄に対する関係機関との連携強化【事業者】【行政】

- ・不法投棄防止対策を推進するため、関係機関(保健所・警察署等)との連携強化を図ります。

③不法投棄防止のための啓発活動の推進【行政】

- ・広報及びホームページ、ケーブルテレビ等を通して、不法投棄禁止の意識啓発や情報提供を行います。

④不法投棄物の適正処理の推進【行政】

- ・不法投棄物に対し、迅速な対応及び処置を実施することで地下水汚染等の2次被害の未然防止に努めます。

2) 災害廃棄物対策の推進

①災害廃棄物対策の推進【行政】

- ・「四万十町地域防災計画」に基づき、南海トラフ巨大地震や近年大型化の傾向にある台風、多発する集中豪雨等の災害に対し、県や府内関係各課との連携により、災害廃棄物対策を推進していきます。

3. 施策の区分及び主体

具体的な施策における区分及び主体を次に示します。

表4-12-1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進【発生段階】

具体的な施策	施策における主体		
	住民	事業者	行政
(1) 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み			
① 広報など、既存の広報媒体を用いた啓発・情報提供			町
② 食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の解消	家庭	事業者	町
③ 耐久消費財等の長期使用の実施	家庭	事業者	
④ 環境に配慮した行動の推進	買い物客		
⑤ リサイクルショップ等の活用	家庭		
(2) 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み			
① エコバッグ運動の推進による過剰包装の抑制	買い物客		町
② 簡易包装等の推進	買い物客	事業者	
③ 繰り返し使用できる（リターナブル）製品等の積極的な購入	買い物客		
(3) 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み			
① 事業系ごみについての指導等		事業者	町
② 事業系ごみの排出実態の把握		事業者	町
③ 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進	住民	食品の製造・加工・販売業者、収集・運搬業者、栽培農家	町
④ 食品ロス削減の推進		飲食店	町
(4) 環境教育・環境学習の充実			
① ごみ処理施設見学会や学習会等の実施	住民団体		町/教育機関
② 環境教育の推進			町
③ 出前講座の開催	住民	事業者	町

表4-12-2 再利用・再資源化の推進【排出段階】

具体的な施策	施策における主体		
	住民	事業者	行政
(1) 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み			
① 環境関連情報の発信による意識啓発	住民	事業者	町
② パンフレット(ごみの分け方・出し方)の作成(見直し)			町
(2) 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み			
① 生ごみ水切りの推進	家庭	事業者	町
② 手付かず食品・食べ残しの縮減の推進	家庭	事業者	町
③ エコクッキングの推進	家庭	事業者	町
④ 生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機等の普及	家庭	事業者	町
(3) 分別収集の拡充に向けた取り組み			
① ごみの分別の徹底	家庭	事業者	町
② 分別品目の変更についての検討			町
③ 廃棄物処理施設における監視・指導の実施			町
(4) 資源ごみ回収強化に向けた取り組み			
① 店頭回収の拡充	買い物客	事業者	町
② 資源ごみ回収品目の拡大についての検討			町
(5) 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み			
① 事業所等への助言・指導の実施		事業者	町
② 廃棄物処理施設における監視・指導の実施		事業者/許可業者	町
③ 廃棄物処理手数料の適正化			町
(6) イベント等による普及・啓発活動の推進			
① 各種イベントにおける啓発	住民	事業者	町
② エコバッグ運動の実施			町
(7) その他の取り組み			
① エコマーク商品(グリーン)購入の推進	住民	事業者	町
② エコグッズ等の使用拡大	住民	事業者	町
③ 処理困難物の適正処理の推進		事業者	町

表4-12-3 ごみの適正処理の推進【処理段階】

具体的な施策	施策における主体		
	住民	事業者	行政
(1) 収集・運搬体制の充実			
① 委託業者（民間）による生活系ごみの収集・運搬の継続			町
② 生活弱者に配慮した収集体制の構築	自治会	福祉・医療機関	町
③ 効率的な収集体制等の確立			町
(2) 中間処理施設の管理・運営			
① 中間処理における資源回収の推進			町
② 廃棄物処理施設の適切な運用の推進			町
③ 資源化事業者（民間）の活用		資源化事業者(民間)	町
④ 事業系ごみ（一般廃棄物）に関する適正処理の推進		事業者	町
(3) 最終処分場の管理・運営			
① 最終処分場の適正な運営			町
(4) その他の取り組み			
① ごみ処理の広域化についての検討			町
② 小型家電製品の回収についての検討			町
③ 脱炭素社会実現に向けた地球温暖化防止	住民	事業者	町
④ 資源物の持ち去り禁止			町

表4-12-4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

具体的な施策	施策における主体		
	住民	事業者	行政
(1) 不法投棄等の防止対策の推進			
① 不法投棄に対する監視活動の強化	住民/監視員	事業者	町
② 不法投棄に対する関係機関との連携強化		事業者	保健所/警察署
③ 不法投棄防止のための啓発活動の推進			町
④ 不法投棄物の適正処理の推進			町
(2) 災害廃棄物対策の推進			
① 災害廃棄物対策の推進			町

第6節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬に関する今後の取り組み

ごみの収集・運搬は、ごみを迅速かつ効率的に収集し、生活環境に支障のないよう安全に運搬しています。

本町では、ごみの発生段階におけるごみの減量化を図るとともに、排出段階における減量化及び分別の徹底を図り、資源化が可能なものは、再生利用の推進を図ります。

また、住民への協力・要請により、処理・処分の形態に即した分別排出の徹底を図ることで本町における適正処理を推進します。

これらを踏まえた、本町における収集・運搬に関する今後の取り組みは次のとおりです。

今後の取り組み

- ① 委託業者（民間）による生活系ごみの収集・運搬の継続
- ② 生活弱者に配慮した収集制度の構築
- ③ 効率的な収集体制等の確立

2. 収集・運搬の主体

生活系ごみの収集・運搬については、民間への委託を基本としています。また、事業系ごみの収集・運搬については、本町の許可する収集・運搬業者が行っています。

3. 分別の種類・区分及び分別の方法等

（1）計画収集区域

計画収集区域については、現在と同様として町内全域を対象とします。

（2）収集方法

現在、本町における生活系ごみ収集はステーション方式で行っており、今後も現体制を維持します。

（3）分別収集体制

収集品目については、当面は現在の収集品目を維持しますが、将来におけるごみの分別品目等の変更が生じた際には、適時、見直しを図ります。

第7節 中間処理計画

1. 中間処理に関する今後の取り組み

ごみの中間処理は、ごみの減容化・資源化により、最終処分場への搬入量を減らし、資源化が可能なものは、適切な選別の実施により有価物を回収し、資源化に努めます。

さらに、ごみ焼却施設においては、衛生的で安全・安定に配慮した効率的な焼却処理を実施し、可能な限りごみの減容化に努めることで、最終処分場の残余容量の確保に努めます。

本町における中間処理に関する今後の取り組みは次のとおりです。

今後の取り組み

- ① 中間処理における資源回収の推進
- ② 廃棄物処理施設の適切な運用の推進
- ③ 資源化事業者（民間）の活用
- ④ 事業系ごみ（一般廃棄物）に関する適正処理の推進

2. 中間処理の方法及び量

（1）中間処理の方法

本町域内で収集された一般廃棄物の中間処理については、本町のごみ焼却施設及びリサイクルプラザにおいて行います。

（2）中間処理量

本町における中間処理量の見込みは次のとおりです。

表4-13 中間処理量の見込み

項目	基準年度 令和6年度 (2024)	中間目標年度 令和12年度 (2030)	中間目標年度 令和17年度 (2035)	目標年度 令和22年度 (2040)
焼却処理量 (kg/年)	4,656,640	4,080,655	3,646,110	3,212,620
リサイクルプラザ搬入量 (kg/年)	497,470	543,217	576,944	601,231

(3) 資源化量

本町における資源化量の見込みは次のとおりです。

表4-14 資源化量の見込み

項目	基準年度 令和6年度 (2024)	中間目標年度 令和12年度 (2030)	中間目標年度 令和17年度 (2035)	目標年度 令和22年度 (2040)
総資源化量 (kg/年)	850,730	881,298	903,115	912,670
リサイクル率 (%)	17.21	19.3	21.2	23.1

第8節 最終処分計画

1. 最終処分に関する今後の取り組み

本町では、発生したごみについて中間処理、再資源化後、公衆衛生の保全を図りながら最終処分に努めています。

引き続き、ごみの発生抑制及び中間処理での再資源化・減量化・減容化により、最終処分量の削減及び最終処分場の残余容量の確保に努めます。

本町における最終処分に関する今後の取り組みは次のとおりです。

今後の取り組み

- ① 最終処分場の適正な管理・運営
- ② 焼却灰等の資源化による最終処分量の減量化

2. 最終処分の主体

中間処理後の最終処分については、本町が管理する最終処分場において行います。

3. 計画処分量

本町におけるごみ最終処分量の見込みは次のとおりです。

表4-15 最終処分量の見込み

項目	基準年度 令和6年度 (2024)	中間目標年度 令和12年度 (2030)	中間目標年度 令和17年度 (2035)	目標年度 令和22年度 (2040)
最終処分量 (kg/年)	358,200	324,399	299,641	274,395
最終処分場残余容量 (m ³) *	2,036.50	746.50	—	—

*焼却灰等の資源化により、最終処分場の残余容量の確保に努めます。

第9節 その他

1. 適正処理困難物対策

本町で処理できないごみの主なものは次のとおりです。

表4-16 本町で処理できないごみ

分 類	内 容
特 別 管 理 一 般 廃 棄 物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に示す廃棄物
家 電 • P C リサイクル法対象製品	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、洗濯乾燥機、エアコン、ブラウン管を内蔵しているパソコン
建 築 廃 材	建材、瓦、石膏ボードなど家屋を壊したときに出たもの
有 害 性 の あ る 物	農薬、水銀、その他有害物等
重量又は体積等が大きく、処理に著しく支障のある物(処理不適物)	鋼材類、岩石、コンクリート塊、鉄塊、ワイヤーロープ、鋼線、ロープ、鎖、木材等の長物、その他最大投入寸法を越える物
危 険 性 の あ る 物	バッテリー、薬品類、ペンキ、その他危険物等
引 爆 火 性 又 は 爆 発 性 の あ る 物	ガスボンベ、石油類、火薬類、その他爆発物等
著 し く 悪 臭 を 発 す る 物	著しく悪臭を発する物
その他の廃棄物の処理を困難にし、又は本件施設の設備等の機能に支障が生じる物	タイヤ、バイク、農機具、ハウスビニール、大量のビニール飼料袋、液状の廃棄物等
産 業 廃 棄 物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に示す廃棄物(告示したものを除く)

2. 進捗管理計画

本計画を推進し、基本理念や基本方針を実現していくためには、ごみの排出者である住民・事業者と連携・協働を図っていくことが重要であり、本計画の目的とその進捗状況を三者が共有していくことが不可欠です。

そのため、本町が本計画の施策についての周知徹底と普及・啓発を積極的に行うことで、多くの住民・事業者からごみの減量化及び資源化に対する理解と協力が得られるよう、働きかけを行います。

また、数値目標等に係る達成状況の検証として、PDCAサイクル*を用い、毎年度の進捗管理（小さなサイクル）と、5年ごとを目処にした計画の評価・見直し（大きなサイクル）を実施し、その内容をホームページ等で広く公表していきます。

計画の進捗管理のイメージを次に示します。

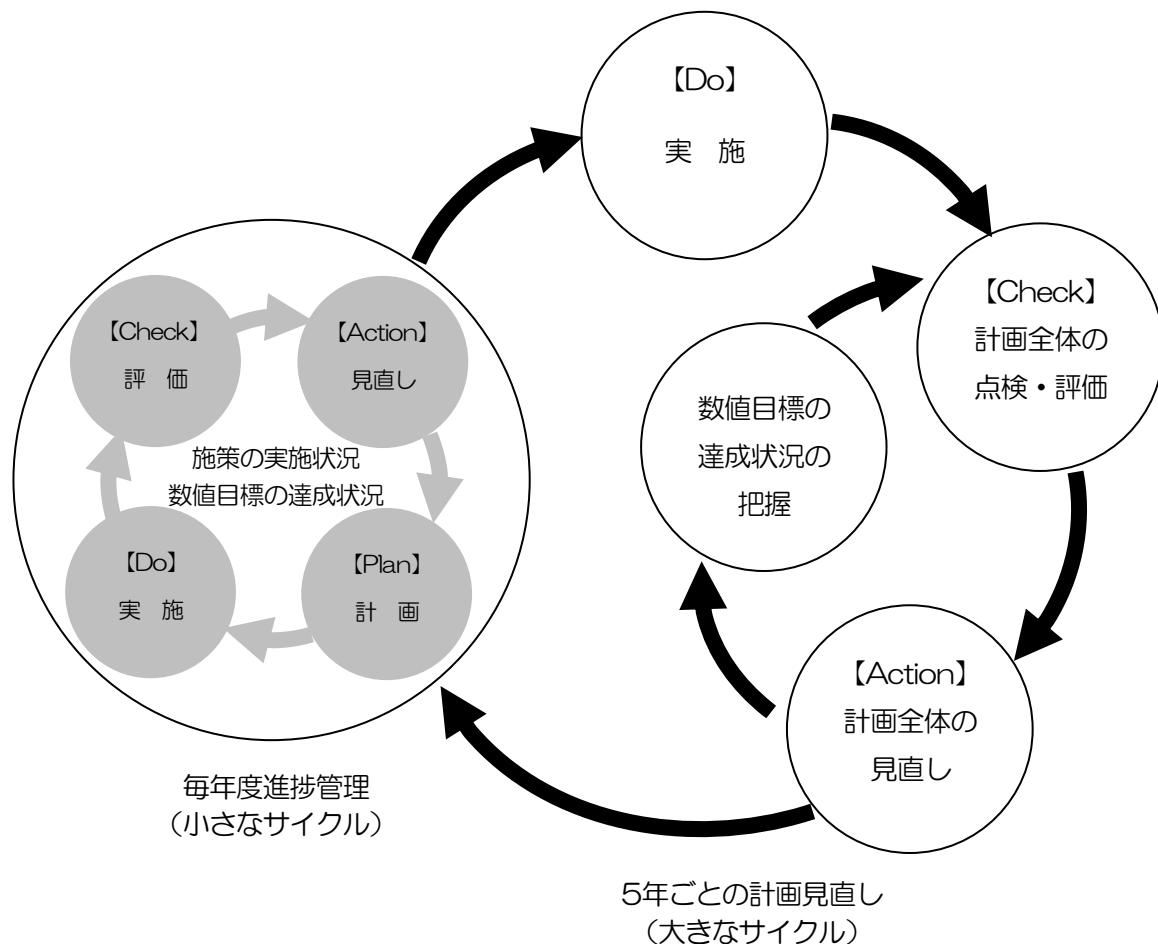


図4-7 計画の進捗管理のイメージ

* PDCAサイクルとはPlan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行うものであり、「策定指針」において、自治体が一般廃棄物処理計画についてPDCAサイクルでの点検・見直し・評価を行うことが求められています。なお、「策定指針」において示されているPDCAの内容は次のとおりです。

Plan：一般廃棄物処理計画の策定、Do：施策の実行、Check：評価、Act：見直し

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況

本町の生活排水は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りの経路によって収集・処理しており、し尿及び浄化槽汚泥は汚泥再生処理施設において処理しています。

各経路による処理状況は次のとおりです。

1. し尿処理

水洗化家庭では下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽でし尿処理を行っています。

一方、非水洗化家庭では汲み取り・収集運搬後、汚泥再生処理施設において処理を行っています。

2. 生活雑排水処理

下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽が設置されている、または「四万十川方式生活排水路浄化施設」*の処理区域内の一般家庭等は、生活雑排水の処理を行えていますが、「四万十川方式生活排水路浄化施設」の処理区域外の単独処理浄化槽及び非水洗化家庭においては、生活雑排水は未処理のまま公共用水域（河川等）へ排出されていることから、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

*「四万十川方式生活排水路浄化施設」とは、自然循環方式の処理システムで、薬品を使用せず水生生物にやさしく、メンテナンスも容易な施設であり、平成4年に本町に1号機が設置されて以来、県内外で設置されています。

3. 汚泥処理

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生した浄化槽汚泥は、汚泥再生処理施設で処理を行っています。

4. し渣及び脱水（乾燥）汚泥処理

汚泥再生処理施設で発生したし渣及び脱水汚泥は、乾燥後に焼却処理し、最終処分を行っています。

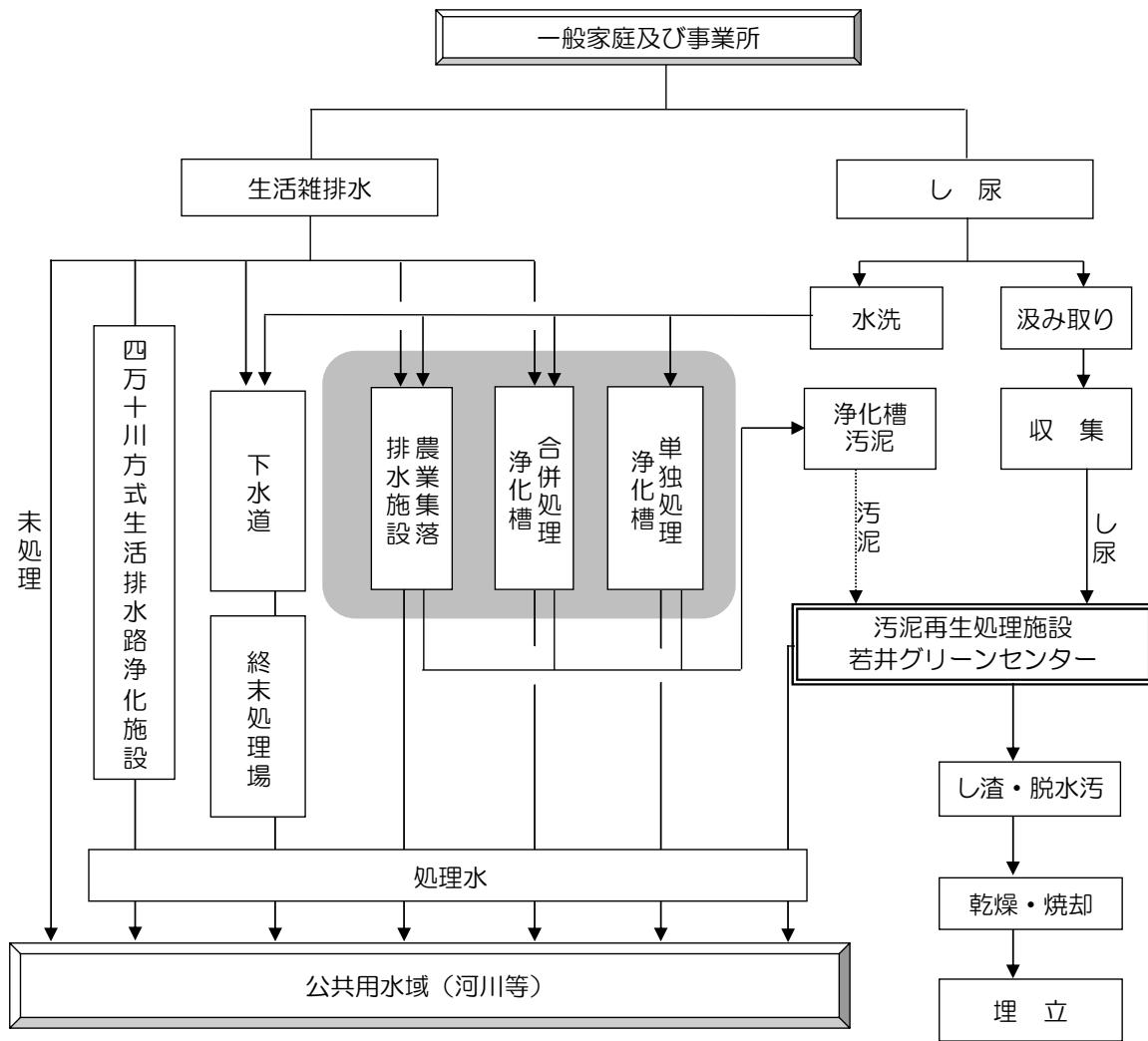


図5-1 生活排水処理経路

第2節 処理形態別人口の把握

本町における処理形態別人口をみると、水洗化・生活雑排水処理人口の割合は、合併処理浄化槽の設置・転換の推進に伴い、計画期間中において微増しています。

なお、令和6年度における水洗化率及び生活排水処理率は、それぞれ75.5%、73.1%となっています。

本町における生活排水に係る処理形態別人口の実績は次のとおりです。

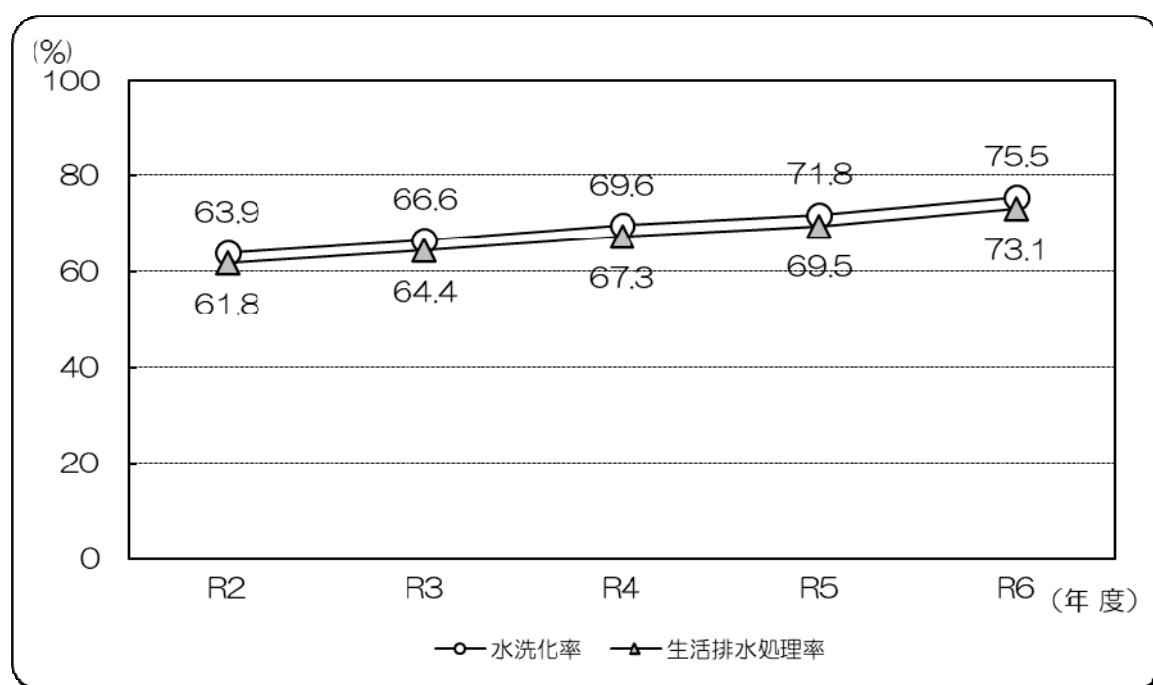
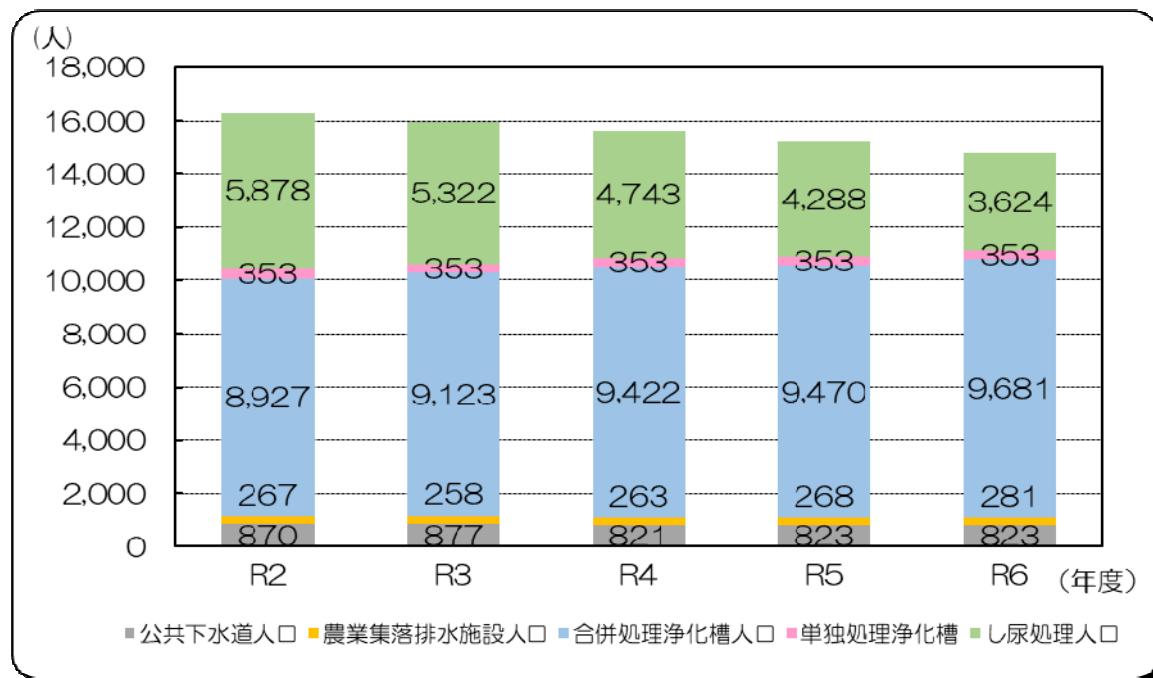
表5-1 処理形態別人口の実績

項目	年 度					
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画処理区域内人口	(人)	16,295	15,933	15,602	15,202	14,762
水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	10,064	10,258	10,506	10,561	10,785
公共下水道人口	(人)	870	877	821	823	823
農業集落排水施設人口	(人)	267	258	263	268	281
合併処理浄化槽人口	(人)	8,927	9,123	9,422	9,470	9,681
コミュニティプラント人口	(人)	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	353	353	353	353	353
非水洗化人口(計画収集人口)	(人)	5,878	5,322	4,743	4,288	3,624
し尿処理人口	(人)	5,878	5,322	4,743	4,288	3,624
自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
水洗化率 ^{*1}	(%)	63.9	66.6	69.6	71.8	75.5
生活排水処理率 ^{*2}	(%)	61.8	64.4	67.3	69.5	73.1

* 1 水洗化率 = (水洗化・生活雑排水処理人口 + 水洗化・生活雑排水未処理人口) ÷ 計画処理区域内人口 × 100

* 2 生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

四万十川方式による生活排水処理人口は考慮していない。



第3節 生活排水処理施設の整備状況

本町における公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽については、「高知県全県域生活排水処理構想2023」に基づき、効率的かつ計画的な整備を進めています。

1. 公共下水道

大正地区では、人口が集中する田野々地区を対象に「特定環境保全公共下水道事業」として平成6年度に認可を受け、平成7年度から整備を推進してきました。また、平成11年度には処理場の建設に着手し、平成14年度から供用開始しています。

2. 農業集落排水施設

江師地区と宮内地区の2地区で農業集落排水施設が整備されており、一部の地区では簡易排水施設が整備されています。

3. 合併処理浄化槽

生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、「浄化槽設置整備事業」による合併処理浄化槽の普及を促進しています。

4. 汚泥再生処理施設

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の処理は汚泥再生処理施設で行っており、汚泥再生処理施設から発生するし渣及び脱水汚泥については乾燥後に焼却処理し、最終処分を行っています。

汚泥再生処理施設の概要は次のとおりです。

表5-2 汚泥再生処理施設の概要

施設名	若井グリーンセンター
所在地	四万十町若井6番地2
処理能力	44kl/日
処理方法	水処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理方式 資源化方式：リン回収及び助燃剤化
竣工	平成26年3月竣工
処理水 水質基準	pH 5.8 ~8.6 BOD 10 mg/l 以下 COD 10 mg/l 以下 SS 10 mg/l 以下 Ca ²⁺ 100 mg/l 以下 ダイオキシン類 10 pg-TEQ/l 以下 上記項目以外 水質汚濁防止法排水基準値以下

第4節 収集・運搬状況

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬はすべて許可業者によって行われており、一般家庭及び事業所から発生したし尿・浄化槽汚泥は吸上車（バキュームカー）で収集された後、汚泥再生処理施設に運搬されています。

第5節 収集及び処理実績

1. し尿・浄化槽汚泥収集量の実績

(1) 収集量の推移

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥量の合計は、計画期間において、浄化槽への設置、転換に伴い、し尿の割合は減少傾向であり、浄化槽汚泥の割合は増加しています。

し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移は次のとおりです。

表5-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
し尿	(kℓ/年)	8,943	8,616	8,630	8,184	7,715
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	5,205	5,497	5,343	5,607	5,689
合 計	(kℓ/年)	14,147	14,112	13,973	13,790	13,404
浄化槽汚泥処理比率	(%)	36.8	38.9	38.2	40.7	42.4

* 浄化槽汚泥処理比率は、し尿及び浄化槽汚泥の合計に占める浄化槽汚泥の割合です。

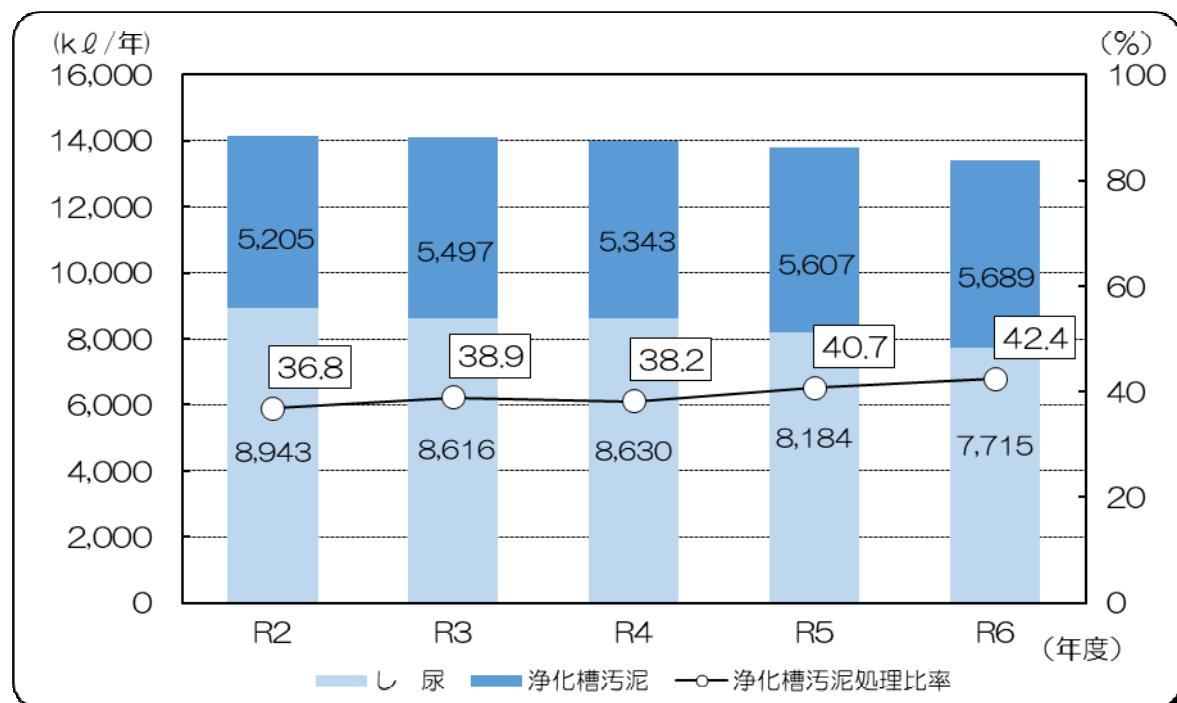


図5-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

(2) 発生原単位の推移

し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位（1人1日当たりの排出量）については、収集量及び処理形態別人口の実績を用いて算出を行いました。

し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の推移は次のとおりです。

表5-4 し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
収集処理人口	(人)	15,425	15,056	14,781	14,379	13,939
し尿	(人)	5,878	5,322	4,743	4,288	3,624
浄化槽汚泥*	(人)	9,547	9,734	10,038	10,091	10,315
1人平均処理量	し尿 (kℓ/人・年)	1.52	1.62	1.82	1.91	2.13
	浄化槽汚泥 (kℓ/人・年)	0.55	0.56	0.53	0.56	0.55
発生原単位 〔1人1日当たりの 排出量〕	し尿 (ℓ/人・日)	4.16	4.44	4.98	5.23	5.82
	浄化槽汚泥 (ℓ/人・日)	1.49	1.55	1.46	1.52	1.51

* 1人平均処理量＝収集量÷処理人口（浄化槽汚泥は浄化槽及び単独処理浄化槽の合計）

発生原単位＝1人平均処理量÷365日×1,000

令和5年度は、うるう年のため年間日数を366日とします。

* 浄化槽汚泥の収集処理人口は、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽を使用する人口。

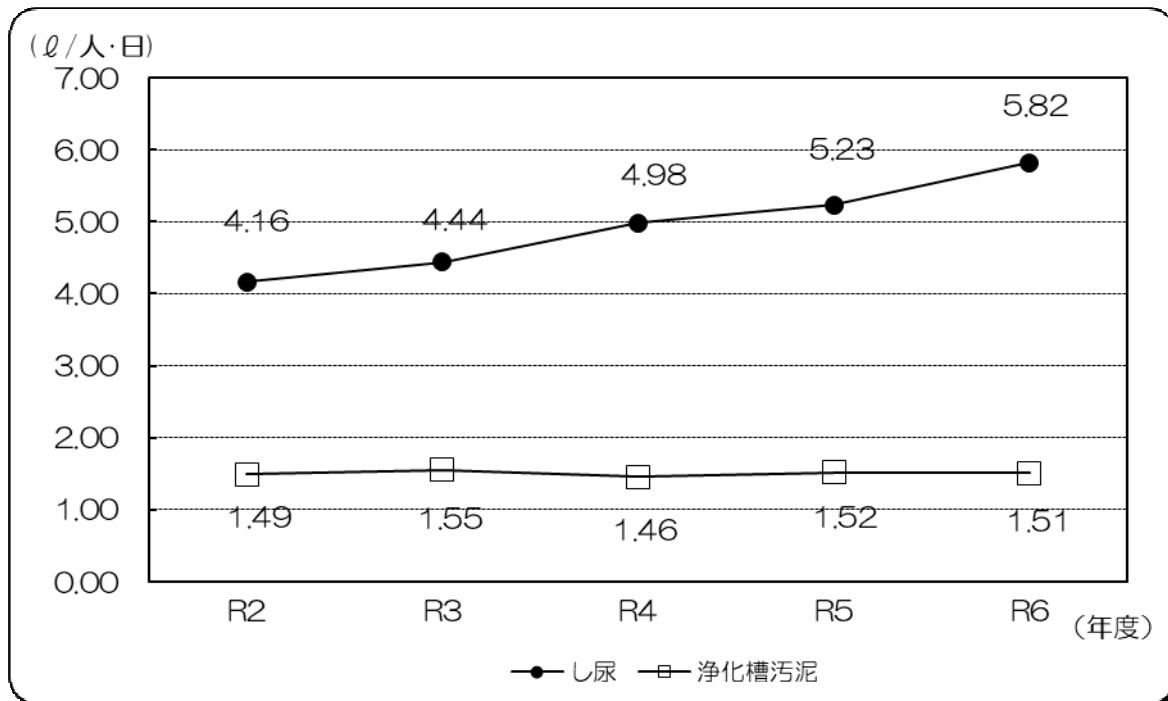


図5-5 し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の推移

2. 処理実績の推移

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、汚泥再生処理施設に搬入され、適正処理しています。汚泥再生処理施設における処理対象量は微減傾向にあり、令和6年度の処理対象量は13,404kℓ/年です。

汚泥再生処理施設における処理実績の推移は次のとおりです。

表5-5 汚泥再生処理施設における処理実績の推移

項目	年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
処理対象量	(kℓ/年)	14,147	14,112	13,973	13,790	13,404
し尿	(kℓ/年)	8,943	8,616	8,630	8,184	7,715
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	5,205	5,497	5,343	5,607	5,689
し渣、沈査、脱水汚泥量	(kg/年)	233,340	236,270	238,430	218,340	204,210

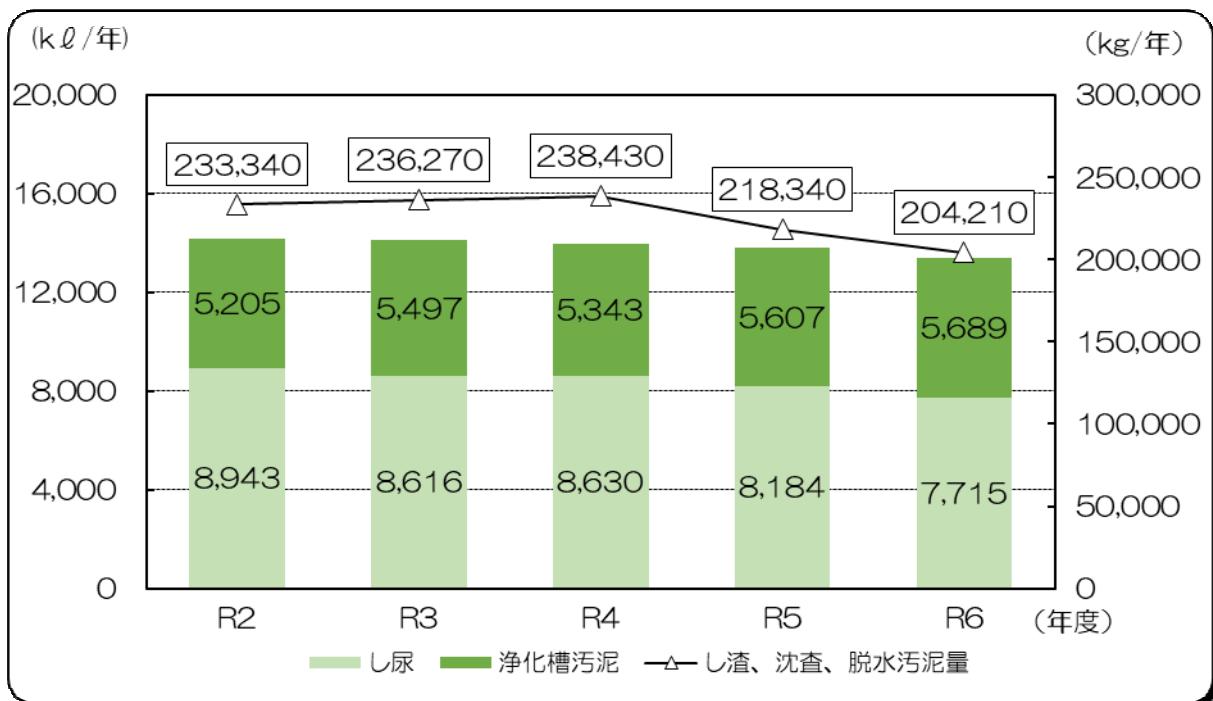


図5-6 汚泥再生処理施設における処理実績の推移

第6節 運営・管理体制及び処理主体

1. 運営・維持管理体制

令和6年度における運営・維持管理体制は次のとおりです。

表5-6 運営・維持管理体制

項目	管理内容	方式	備考
収集・運搬	汲み取り	許可	—
	浄化槽の汚泥引抜	許可	—
	浄化槽の保守点検	許可	県知事の登録を受けた 浄化槽保守点検業者
中間処理	し尿、浄化槽汚泥処理	委託	—

2. 生活排水の処理主体

令和6年度における生活排水の処理主体は次のとおりです。

表5-7 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
汚泥再生処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	町

第7節 生活排水処理の施策の現状

1. 発生・排出抑制

洗剤の適正使用や廃油等を流さないよう意識啓発を行うとともに、環境教育などを通じて、水質保全に関する普及啓発をしています。

また、事業者に対しては、水質汚濁防止に関する届出をはじめとした、法令遵守をするよう意識啓発を行っています。

2. 合併処理浄化槽の整備推進

浄化槽については、し尿の汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、撤去に対する補助により、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

3. 教育・啓発活動

学校や地域社会の場において、副読本等を活用した環境教育を行うとともに、汚泥再生処理施設の社会科見学会や四万十川方式等の環境学習会を実施するなど、あらゆる機会を活用して住民及び事業者に情報を提供し、認識を深めてもらうよう努めています。

第8節 生活排水処理の現況評価と課題の整理

令和6年度における生活排水処理率は73.1%です。対して、生活排水が未処理である26.9%の世帯では単独処理浄化槽及びし尿の汲み取りによりし尿処理を行っており、生活雑排水については未処理のまま排出されていることから、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

本町における生活排水処理率の推移は次のとおりです。

表5-8 生活排水処理率の推移

年度	項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
生活排水 処理率	公共下水道	61.8%	64.4%	67.3%	69.5%	73.1%
	農業集落排水施設					
	合併処理浄化槽					
生活排水 未処理率	単独処理浄化槽	38.2%	35.6%	32.7%	30.5%	26.9%
	し尿汲み取り					

*四万十川方式による生活排水処理人口は考慮していない。

1. 合併処理浄化槽の整備推進

生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、し尿の汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、既設槽の撤去に対する補助を実施することで、合併処理浄化槽の整備を推進する必要があります。

2. 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の維持管理

県では、浄化槽法で定める浄化槽管理者（設置者）の維持管理上の3つの義務として保守点検、清掃及び法定検査を掲げており、本町においても浄化槽の適正な維持管理の普及啓発を推進する必要があります。

3. 収集・運搬

個人設置型合併処理浄化槽の整備推進により、し尿の汲み取り人口の減少が想定されることから、し尿量の減少に対応した収集・運搬体制の確立について検討を行う必要があります。

4. 中間処理

合併処理浄化槽の整備推進に伴い、浄化槽汚泥量が増加傾向となっており、し尿及び浄化槽汚泥について、施設の適正かつ効率的な維持管理に努める必要があります。

第9節 生活排水の処理計画

1. 基本理念

衛生的で快適に暮らせる生活環境の実現には、生活排水の適正な処理による環境保全に向けた取り組みが必要となります。

また、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築のため、自然環境と調和したまちづくりを進めることが重要です。

本計画における基本理念を次に示します。

基本理念

水環境保全と汚泥再生によって守り育てる地域づくり

2. 基本方針

本町における生活排水の適正処理に関する基本方針を次に示します。

基本方針1 合併処理浄化槽への転換推進

公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進します。

基本方針2 自然環境の保全及び快適な生活空間の確保

基本方針1の推進により、生活排水の適正処理を図り、自然環境の保全と公衆衛生の向上による快適な生活空間を確保します。

基本方針3 し尿の適正処理及び汚泥再生の促進

汚泥再生処理施設の適切な維持管理により、し尿等の適正処理及び汚泥再生を行います。

3. 生活排水の処理主体

生活排水に係る処理主体については、基本的には現行どおりとします。
目標年度（令和22年度）における生活排水の処理主体を次に示します。

表5-9 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
汚泥再生処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	町

4. 生活排水の処理目標及び将来推計

（1）生活排水の処理目標

目標年度（令和22年度）における生活排水の処理目標を次に示します。

表5-10 生活排水処理率の目標

	現況 (令和6年度)	目標年度 (令和22年度)
計画処理区域内人口	14,762人	11,545人
水洗化・生活雑排水処理人口	10,785人	8,668人
水洗化率	75.5%	77.3%
生活排水処理率	73.1%	75.1%

*四万十川方式による生活排水処理人口は考慮していない。

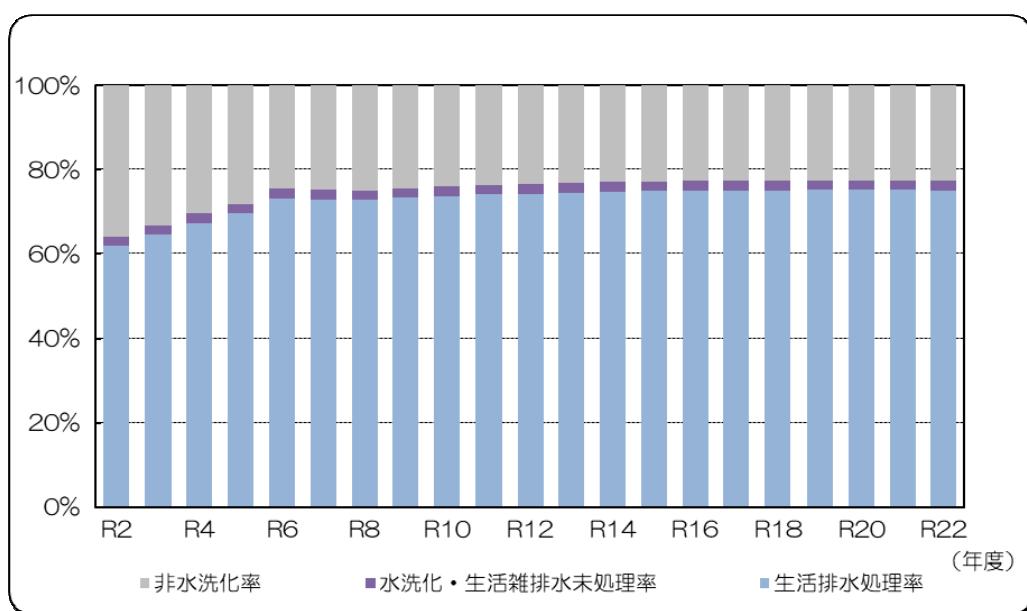


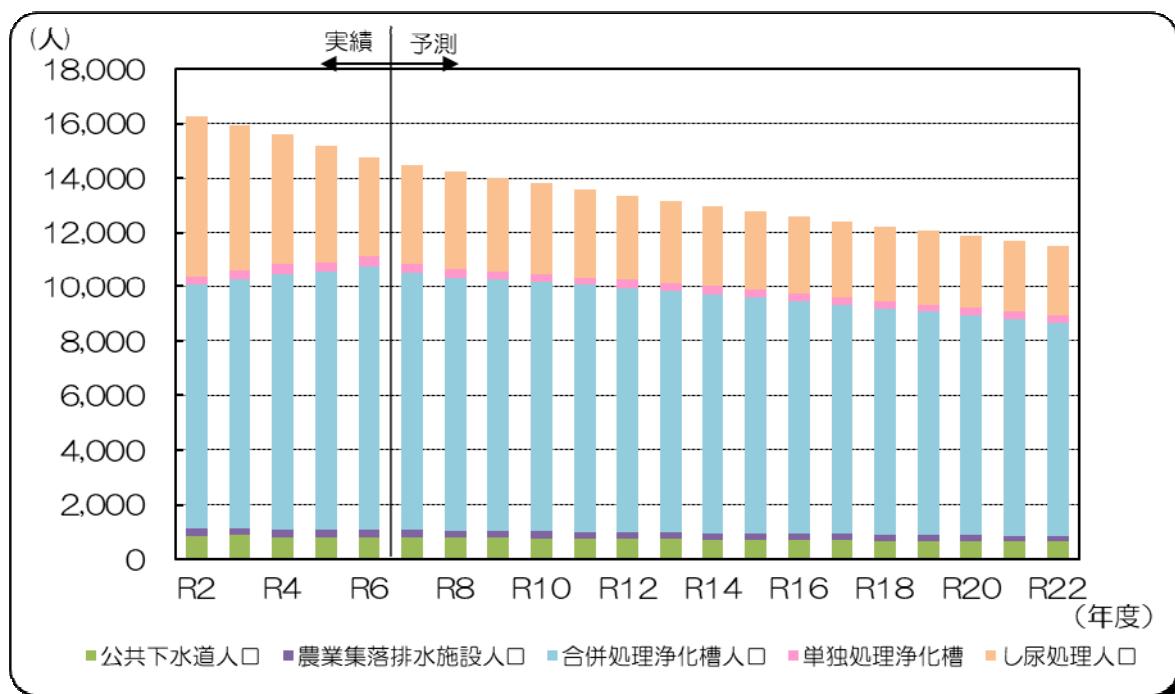
図5-7 生活排水処理率の目標

(2) 生活排水の将来推計

目標年度の処理形態別人口を次に示します。

表5-11 処理形態別人口の推移

	(人)	実績	予測		
		令和6年度 (2024)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
計画処理区域内人口	(人)	14,762	13,372	12,410	11,545
水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	10,785	9,931	9,305	8,668
公共下水道人口	(人)	823	746	692	644
農業集落排水施設人口	(人)	281	250	232	216
合併処理浄化槽人口	(人)	9,681	8,935	8,381	7,808
コミュニティプラント人口	(人)	—	—	—	—
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)	(人)	353	304	282	262
非水洗化人口(計画収集人口)	(人)	3,624	3,137	2,823	2,615
し尿処理人口	(人)	3,624	3,137	2,823	2,615
自家処理人口	(人)	0	0	0	0
水洗化率	(%)	75.5	76.5	77.3	77.3
生活排水処理率	(%)	73.1	74.3	75.0	75.1



1) 計画処理区域内人口

将来人口の推計については、「第4章 ごみ処理基本計画」における推計値を用いました。

2) 公共下水道人口、農業集落排水施設

「経営戦略目標値」を当てはめました。

3) 合併処理浄化槽人口

計画処理区域内人口から、公共下水道人口、農業集落排水施設、単独処理浄化槽人口及びし尿処理人口を差し引いた値としました。

4) 単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽人口については、計画処理区域内人口における過去5年間の平均割合が継続するものとして算出しました。

5) し尿処理人口

し尿処理人口は、今後、合併処理浄化槽への設置・転換に伴い、順次減少していくことが推測されます。し尿処理人口については、計画期間の実績による推計値を採用しました。

6) 自家処理人口

自家処理人口は、令和6年度時点の実績値である0人としました。

5. し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の設定

し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位については、過去5年間の平均を採用しました。

(1) し尿発生原単位

し尿発生原単位は、過去5年間平均の4.93ℓ /人・日を採用しました。

(2) 浄化槽汚泥発生原単位

浄化槽汚泥発生原単位は、過去5年間平均の1.56ℓ /人・日を採用しました。

6. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込みについては、前述に示した発生原単位を用いて算出を行いました。

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込みを次に示します。

表5-12 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込み

		実績		予測		
		令和6年度 (2024)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	
人口	し尿収集人口	(人)	3,624	3,137	2,823	2,615
	浄化槽汚泥収集人口	(人)	10,315	9,489	8,895	8,286
計画 原単位	し尿	(ℓ /人・日)	5.83	4.93	4.93	4.93
	浄化槽汚泥	(ℓ /人・日)	1.56	1.56	1.56	1.56
収集量	し尿	(kℓ /年)	7,715	5,640	5,090	4,702
	浄化槽汚泥	(kℓ /年)	5,689	5,403	5,079	4,718

* し尿量・汚泥量=人口×発生原単位×365日（令和9、13、17、21年度は366日）

* 収集量合計=し尿量+浄化槽汚泥量（農業集落排水+合併処理浄化槽+単独処理浄化槽）

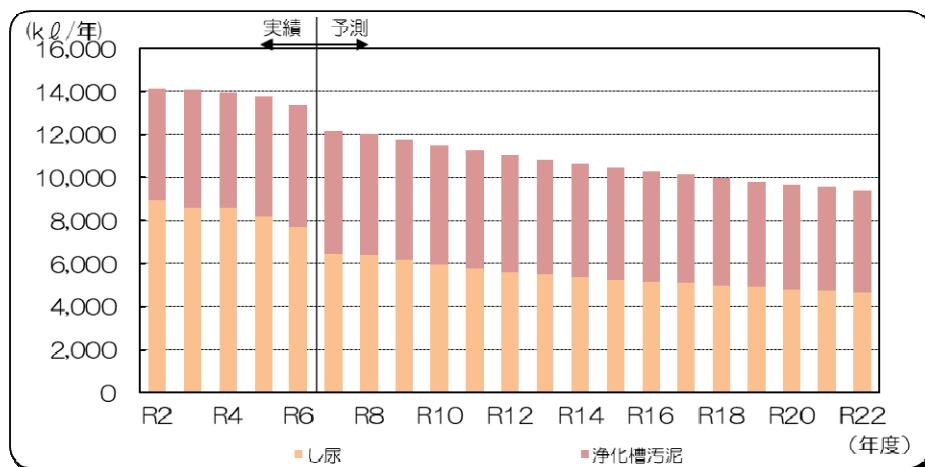


図5-9 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込み

7. 汚泥再生処理施設における処理の見込み

汚泥再生処理施設における処理の見込みについては、前述に示した収集量を用いて算出を行いました。

汚泥再生処理施設における処理の見込みを次に示します。

表5-13 汚泥再生処理施設における処理量の見込み

年 度	処理対象量			し渣、沈査、脱水汚泥量 (kg/年)	
	し 尿 (kℓ/年)	浄化槽汚泥 (kℓ/年)	(kℓ/年)		
実績	令和2年度 (2020)	14,147	8,943	5,205	233,340
	令和3年度 (2021)	14,112	8,616	5,497	236,270
	令和4年度 (2022)	13,973	8,630	5,343	238,430
	令和5年度 (2023)	13,790	8,184	5,607	218,340
	令和6年度 (2024)	13,404	7,715	5,689	204,210
	令和7年度 (2025)	12,193	6,460	5,733	185,769
	令和8年度 (2026)	12,039	6,406	5,633	183,421
	令和9年度 (2027)	11,791	6,186	5,606	179,645
	令和10年度 (2028)	11,504	5,968	5,537	175,271
	令和11年度 (2029)	11,269	5,795	5,474	171,678
予測	令和12年度 (2030)	11,043	5,640	5,403	168,247
	令和13年度 (2031)	10,877	5,519	5,358	165,715
	令和14年度 (2032)	10,660	5,381	5,279	162,411
	令和15年度 (2033)	10,481	5,270	5,211	159,680
	令和16年度 (2034)	10,309	5,169	5,140	157,062
	令和17年度 (2035)	10,168	5,090	5,079	154,916
	令和18年度 (2036)	9,990	4,991	4,999	152,199
	令和19年度 (2037)	9,842	4,911	4,931	149,948
	令和20年度 (2038)	9,698	4,837	4,862	147,753
	令和21年度 (2039)	9,584	4,780	4,804	146,017
	令和22年度 (2040)	9,420	4,702	4,718	143,518

中間
目標年度

中間
目標年度

目標年度

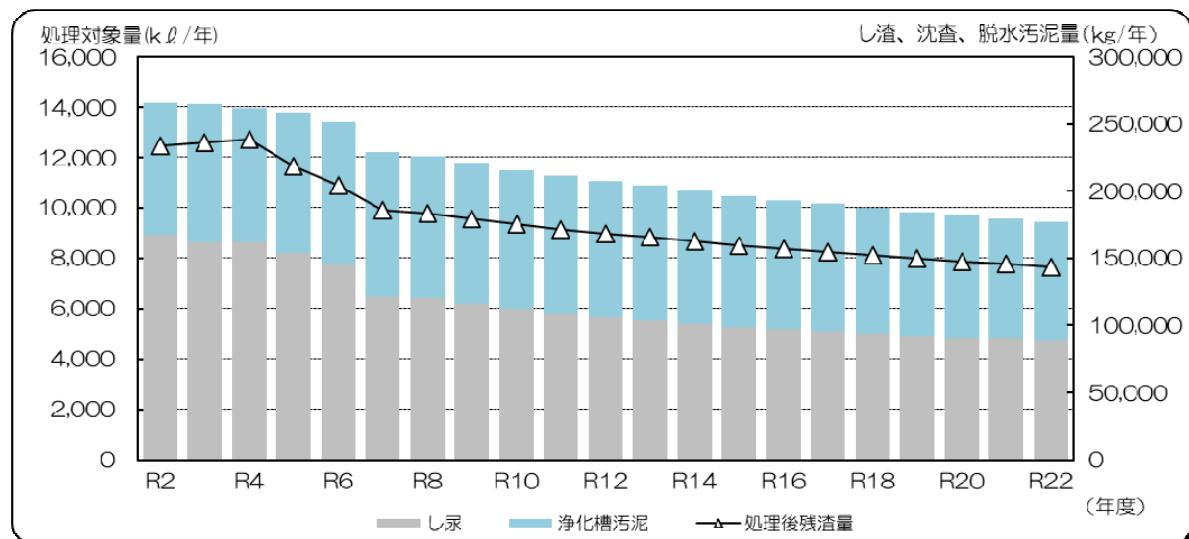


図5-10 汚泥再生処理施設における処理量の見込み

第10節 処理方針

1. 合併処理浄化槽の普及

公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の普及啓発活動などを通じて、転換を促進します。

2. 汚泥再生処理施設の維持管理

合併処理浄化槽への転換に伴い、し尿収集量は減少、浄化槽汚泥量は増加で推移する見通しであることを踏まえ、汚泥再生処理施設の適正な維持管理に努めます。

3. 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な維持管理

県においては、浄化槽法で定める浄化槽管理者（設置者）の維持管理上の3つの義務として保守点検、清掃及び法定検査を掲げており、保守点検は県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者、清掃は町の許可を受けた浄化槽清掃業者、法定検査は県の指定検査機関（一般財団法人高知県環境検査センター）によることとしています。

このため、本町においては、県をはじめ、関係機関と連携の上、広報やホームページを活用した情報提供に努めます。

第11節 排出抑制対策等への取り組み

1. 排出抑制

生活排水の対策について検討を行い、公共用海域の水質保全及び汚泥再生処理施設における環境負荷低減を図ります。

1) 生活排水の適正処理 【行政】

生活排水の適正処理を図るため、合併処理浄化槽への転換に対する費用の一部補助を継続し、広報やホームページ等による啓発活動に努めます。

2) 家庭等における発生源対策 【住民】・【事業者】

本計画では、調理くず、食べ残し対策（生ごみの減量・資源化に向けた取り組み）として「生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機等の普及」を取り組みの一つとしており、生活排水対策により、合併処理浄化槽の負荷低減を図ります。

また、生活排水対策について、具体的な行動、水環境の保全に関する情報提供及び啓発を推進します。

① 調理くず、食べ残し対策

- ・水切りネットやストレーナの設置
- ・水洗い前に食器の汚れを拭き取る
- ・生ごみ処理機等による堆肥化
- ・米のとき汁は、水まきに使用

③ 風呂対策

- ・残り湯を洗濯等に利用

④ 処理槽対策

- ・異物を流さない
- ・洗浄剤の適切な使用
- ・法令（処理槽法）に定められた保守点検、清掃および法定検査

⑤ その他

- ・汲み取り便槽への雨水、土砂混入防止

3) 適正な生活排水管理及び処理の推進（水質汚濁防止法の遵守）【事業者】

生活排水による公共用海域への汚濁負荷低減のため、適切な処理を講ずるよう努めます。

2. 収集・運搬

し尿及び処理槽汚泥の収集・運搬については、現在の許可業者による収集体制を継続します。

3. 中間処理

し尿及び処理槽汚泥の中間処理については、汚泥再生処理施設において行っており、今後も現行どおり当該施設で中間処理を行います。

また、当該施設の適切な維持管理を行い、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努めます。

4. 最終処分

最終処分については、汚泥再生処理施設におけるし渣、沈査、脱水汚泥を焼却処理し、汚泥焼却処理後残渣（焼却灰）の最終処分を行うこととします。

また、汚泥再生処理施設で回収したリンについては、リン肥料として本町内の希望者に無料で配布しており、最終処分量の削減及び再生資源の有効活用を行っています。

5. その他

（1）広報・啓発

1) 住民及び事業者に対する広報・啓発活動等

生活排水処理の必要性、浄化槽の適正な維持管理について、住民及び事業者への情報提供に努めます。

また、公共用水域の水質保全・改善に関する情報提供や啓発活動を推進するとともに、水質浄化等に取り組む関係団体と情報共有を図り、汚泥再生処理施設の社会科見学会や四万十川方式等の環境学習会による環境教育を通して、一人ひとりの意識向上を図ります。

2) 諸計画との関係

生活排水処理対策の推進については、合併処理浄化槽への転換や既設槽撤去の補助により、生活排水処理率を上げるとともに、発生源対策の推進として各家庭で行える対策の啓発に努めます。

（2）災害時における対応

1) 処理施設の状況

災害発生時には、本町に関連する処理施設の被災状況を把握し、状況に応じた修繕等の復旧作業を行い、可能な限り処理機能が早期回復するよう努めます。

一方、処理については必要に応じて高知県、他市町村と連携を図ります。

2) し尿の処理

避難所に避難した方や断水などで水洗トイレが使用できなくなった方々を対象に、県の協力を受けながら、仮設トイレを迅速に設置し、発生したし尿は汚泥再生処理施設で処理を行います。